

(李如松)を催し、精銳を選撥して前進せしめ、大丘の諸路を協守せるもの、正に今日の事を慮がりたるのみ。期せざりき、將士命を用うるを肯んせず、而して巧言衆に捏播す。撤兵未だ匝月ならずして、倭一たび之を聞き、即ち反襲す。茲に果して不佞の料る所に出でず。

應昌晉州
攻不意
打と観る

右親經の
誤謬

是亦た前書の一節だ。即ち諸將が宋應昌の命に獎勵せぬから、斯る不始末も出来たのだとの申譯だ。而して宋應昌は、日本軍の晋州城攻圍を以て、明軍の備なきを知りて、其の虚に乗じた不意打と見做して居た。然も此は決して左様でない、全く豫定の計畫であつた。秀吉は必ずしも他との約束に於て、理想的の忠信漢ではなかつた。北條氏落城の際に於ける、氏政等切腹の如き、其の一例だ。併し概して言へば、彼は比較的約束の出来る漢であつた。特に對朝鮮、對明國に於ては、彼は恒に比較的約束の履行者、實踐者であつた。晋州城攻圍の如きは、朝鮮に對する彼の報復、及

び膺懲として、彼は前以て計企したる事で、明國側との講和には、何等の干係なき、獨立の事件であつた。然も明國側では、己れを以て他を度り、之を以て全く秀吉の詭謀の暴露としたのだ。併し、それは全くの邪推だ。秀吉としては冤罪だ。

【八一】 講和に對する秀吉の態度

秀吉の生一本
話元に復る。抑も秀吉の所謂る七個條の講和條件なるものは、噉として白日の如く、何人も之を知り、何人も之を疑ふものはない。而して秀吉自身は講和事件に就ては、何等の表裏もなく、掛引もなく、全く生一本で立て透した。然も明國が容易に之を聽納す可しと思惟しなかつた爲め、和戰兩様の準備をして居たのだ。されば若し秀吉に缺點ありとせば、それは彼が詭譎百出、端倪す可からざ

講和使往復の概要

る點でなく、寧ろ餘りに單純に他を輕信し、他に一任した事にあつた。

五月八日、奉行（石田、増田、大谷）並攝津守殿（小西行長）義智様（宗）右之人質（明使徐一貫、謝用梓）を被召連、名護屋江御參上被成、蘇西堂（僧玄蘇）下野（柳川下野守）も御供也。其餘之日本諸大名並朝鮮之王子、遊擊（沈惟敬）は、釜山浦に御留り。名護屋に而太閤様右之三奉行、攝津守殿、義智公へ御對面被成、其後唐之二使も御目見得有り。翌日太閤様右之御衆に御仰付候は、唐より爲御禮、直ぐに天使を可差渡候由、御喜悅に被思召候。此度の二使には、御暇被遣候。而即内藤飛驒守（所謂小西飛）殿に唐迄送り届け、其の歸國之時、唐よりの天使を同道して可參之由、被仰付。又釜山浦に被召置候朝鮮王子は、加藤主計頭殿へ、手前より受取、都へ可送歸之由を、義智公に被仰付。王子二人を加藤主計頭殿より御受取、即此方之者兩人に被仰付、タイコ（大丘）迄相達、朝鮮衆に渡し歸る。

内藤飛驒守殿、唐之二使を被相送、其案内者として、平山吉右衛門、早田四

惟敬正しく釜山に滞在

兩王子の放還

主計頭申分

郎兵衛、松島孫右衛門、太田三左衛門に、被仰付前途す。〔服部傳右衛門覺書〕此れは宗義智の家臣服部傳右衛門の覺書にて、講和使往復の概要が判知る。而して吾人が沈惟敬の名護屋に徐、謝二使と與に、赴かなかつたと云ふとも、此にて證明せらる。即ち此には沈惟敬は、正しく釜山に滞在して居たとある。

秀吉は行長等の意見を容れて、遂ひに兩王子を、加藤清正の手より宗義智の手に移し、宗よりして朝鮮に放還せしめた。此に就ては如何に清正等は、遺憾に思つたであらうか。そは左に『朝鮮陣古文』中の『主計頭申分』の一節を見て、想ひやらる。

一 小西事平安而無事、以下先手に付て、重て於都御無事之取扱を仕、敵方へ令懇望、王子をも都に至て返之可遣由にて、遊擊を呼こし、其儘遊擊に釜山浦之城を可相渡とて、僞候て召連、此王子御返し候は、存、高麗之儀は不申及、唐迄も屬致すへき由申上に付て、僞とは不レ被思召、王子を返し被遣候。如此に僞申上、上様御外聞あしく仕、

或、剝右王子返候儀、主計も人數に仕候て、唐人之方江申合證文、唐人之方之書物有之事に候。然ば重て御無事之儀被仰出に、王子を日本に差渡候事第一に被仰下候由、小攝被書上候由。左様に候へば、左程王子一人さへ日本江渡度被思召候に、王子兄弟並王子兄弟介抱女房、王の舅、其他高官人共、數多生捕候を、色々僞申上返候事、いかゞ可有御座哉。其外又々御無事取扱時も、日本人様々僞を申上、唐人にも拔れ、數度越度を取り、日本の外聞あしき様に仕成候事、前代未聞に候。

右申分大意

此れは清正が、慶長四年三月二十二日附にて、小西行長を彈劾した一節だ。此れにて見れば、行長は王子二人を、京城にて返還す可しとて、沈惟敬を京城迄招き寄せ、又た釜山城を渡す可しとて、沈惟敬を釜山迄相伴ひ、而して秀吉に向つて、王子を返還するに於ては、朝鮮は固より明國迄も、之を感謝して、日本に歸服す可しとて、遂に王子を返還せしめた。然も秀吉の明國との講和條件中には、朝鮮王子一人日本に質として來る可しとの事、第一にありと行長は傳

缺點は行長一任にあり

へた。果して然らば、秀吉は一人の王子さへも、日本に來質するを必需としたるに、既に生捕りたる二人の王子、及び其の妃嬪、其他の高官を、秀吉の手前を僞りて、返還したのは、如何にも辻褄の合はぬ話ではない乎と云ふ事だ。此れは清正の立場としては、尤の理窟だ。果して此の通りであれば、沈惟敬さへも、行長に一杯喰はされた事になる。併し行長は大軟派で、或は其のつもりであつたかも知れぬ。但だ清正等の反對の爲めに、京城に於て王子返還の約を踐み難く、秀吉の和戦兩様の準備の決心に遮られて、釜山城を渡す能はなかつたのであると、沈惟敬に向つて、申譯したかも知れぬ。何れにしても、小西と沈惟敬との關係は、狐と狸との折衝であれば、何れが何れとも判断がつかかねる。併し秀吉の對明、對朝鮮外交は、案外單純のものであつた。彼は自から其の約束通り實行し、且つ其の實行を以て、對手方に要望した。返すくも彼の缺點は、此の一大事を、行長等に一任した事だ。

〔八二〕明及び朝鮮側と講和條件

莫迦の骨頂

抑も秀吉の七個條が、明廷に達したる際には、全く其の痕跡だになく、却て七個條以外の封―即ち日本國王に封する―の一件となつたのは、如何にも奇怪千萬だ。此れは宛も手品師の細工だ。その爲めおめくと、足掛け四年、滿三年餘の歲月を徒費したのは、莫迦の骨頂と云はねばならぬ。而して此の日本一の莫迦者が、世にも無比なる大英雄秀吉であつたとは、是れ亦た意外千萬ではない乎。

秀吉七個條明朝鮮亦之を知

抑も秀吉の七個條は、日本側は勿論、沈惟敬、徐一貫、謝用梓等は、固より之を知つて居た。朝鮮側も、明國側も、敢て悉くとは云はぬが、其の若干を嗅ぎ出して居たに相違ない。朝鮮割地の事の如きは、

朝鮮割地の事

自沈惟敬挾倭將僭行之後、道路傳説、不勝籍々。或以爲、請以漢江分南北。其說可駭、不可形諸口舌。〔實錄〕

右譯文

沈惟敬倭將を挾みて僭に行きし後より、道路の傳説、籍々に勝へず。或は以爲らく、漢江を以て南北を分たんことを請ふと。其の説駭くべく、諸れを口舌に形す可からず。

割地、價金、貿易

と柳成龍は、萬曆廿一年、即文祿二年の七月附にて、云うて居る。又た尹斗壽は、同七月附にて、明將胡澤、沈思賢兩人の談話を傳へて云く、
去月（六月）二十日、與二行長中軍小西飛、自釜山啓行。初二日（七月）已到王京。（京城）今將來到經略處。（宋應昌）講貢三年三次。而但割與全羅一道、及銀二萬兩、然後方許王子三陪臣送還云。經略聞之、大駭曰、全羅乃朝鮮祖宗地。方銀二萬兩、又何給之。若不先還王子、則亦不可許貢也。

〔實錄〕

右譯文

去月(六月)二十日、行長の中軍小西飛と與に、釜山より啓行す。初二日(七月)巳に王京(京城)に到る。今、將に經略(宋應昌)の處に來到せんとす。貢を講ずる三年三次。而かも但だ全羅一道、及び銀二萬兩を割與し、然して後ち方に王子三陪臣の送還を許すと云ふ。經略之を聞き、大に駭て曰く、全羅は乃ち朝鮮祖宗の地、方銀二萬兩、又た何ぞ之を給せん。若し先に王子を還さずんば、則ち亦貢を許す可からざるなり。

主眼は貿易

果して此の通りであれば、全羅一道と、銀二萬兩との賠償金となつたのだ。然も其の主眼は三年三次の貢、即ち貿易であつた。又た八月附にて、

秀吉奏文なるもの

備邊司啓曰、豊原府院君柳成龍、通書于臣等云、偶得沈將持倭酋(秀吉)奏文。其言、絶悖痛心、不可頒布。……大言大似與敵國相對之語、而侮慢過之。中朝與此虜講和、許貢、而反受莫大之辱。未知、皇朝諸臣以爲如何。

何一極爲痛憤。〔宣祖實錄〕

右譯文

備邊司啓して曰く、豊原府院君柳成龍、書を臣等に通じて云く、偶々沈將が倭酋(秀吉)の奏文を持するを得たり。其の言、絶悖痛心、頒布す可からず。……大言、大に敵國と相對するの語と似たり、而かも侮慢之に過ぐ。中朝此の虜と與に和を講じ、貢を許し、而して反て莫大の辱を受けん。未だ知らず、皇朝の諸臣以て如何と爲すを。極めて痛憤を爲す。

日本の態度對等を知る

朝鮮王割地を知ること

とある。此れは沈惟敬偽製の秀吉乞降表の事であらう。併し彼等は日本の態度が、少くとも明に對して對等であつたことを知りて居り、解して居た。更らに萬曆二十二年(文祿三年)二月の頃、朝鮮國王の其の重臣と問答の中にも、上(宣祖)曰、戚將(戚金)所言、沈惟敬割地之言、甚不祥。當初倭賊之出京城、人皆喜之。以今觀之、似以割地之約退去矣。柳成龍曰、在平壤、聞沈

約_レ倭_一曰、大同(大同江)以下、任_ニ其自爲_一云。在_ニ京城_一必以_レ此爲_レ言。……沈忠謙曰、戚金所_レ言、至_レ有_ニ不可_一言者。沈惟敬許_レ倭以_ニ四道_一。倭曰、無_レ標而豈曰_ニ割地_一、必定_レ標、然後可。惟敬曰、天將既許、則汝可_ニ耕種_一。(宣祖實錄)

右譯文

上(宣祖)曰く、戚將(戚金)の言ふ所、沈惟敬割地の言、甚だ不祥なり。當初倭賊の京城を出づるや、人皆之を喜ぶ。今を以て之を觀れば、割地の約を以て退去せるに似たり。柳成龍曰く、平壤に在りて、沈の倭に約するを聞く。曰く、大同(大同江)以下は、其の自ら爲すに任すと云ふ。京城に在りては、必ず此を以て言を爲さん。……沈忠謙曰く、戚金の言ふ所は、言ふ可からざるものあるに至る。沈惟敬倭に許すに四道を以てす。倭曰く、標無くして而かも豈に割地を曰はんや、必ず標を定め、然して後ち可なり。惟敬曰く、天將已に許す、則ち汝耕種すべし。

極めて分明

既に此の如く分明であれば、講和條件の一切は兎も角も、其の重なる點は朝鮮側、及び明國側には知れて居たことが、争ふ可からざる事實だ。

劉挺の朝鮮に語る

天朝備國之事、沈(惟敬)也都壞了。表文非_ニ關白之書_一、乃行長自爲_ニ假表_一也。關白、使_レ行長專主_ニ和親及攻_レ伐備國_一之事。沈也與_ニ行長_一同心。謂_ニ行長_一曰、天兵盡撤、只留_ニ劉總兵軍五千_一。行長聞_レ之大笑、且關白所_レ欲在_ニ於兩件事_一。第一與_ニ天朝_一爲_レ婚、第二漢江以南割地之事。沈惟敬曰、割地事、石爺(大司馬石星)已許_レ之。准_ニ之封貢_一後、任意爲_レ之也。……惟敬所_レ爲亦難_ニ度測_一。况往_ニ返賊營_一、未_レ及_ニ一月_一、遽賚_ニ賊表_一而來。尤爲_レ可疑。(宣祖實錄)

右譯文

天朝と備が國の事、沈(惟敬)や都て壞了せり。表文は關白の書に非ず、乃ち行長自ら假表を爲なり。關白、行長をして専ら和親及び備の國を攻伐するの事を主らしむ。沈や行長と心を同らす。行長に謂て曰く、天兵盡く撤す、只だ劉總兵の軍五千を留むと。行長之を聞き、大に笑ひ、且つ關白の欲する所は、

兩件の事に在り。第一に天朝と婚を爲す。第二に漢江以南割地の事なり。沈惟敬曰く、割地の事は、石爺（大司馬石星）已に之を許す。之れが封貢を准するの後ち、任意之を爲すなり。…惟敬の爲す所は亦た度測し難し。況んや賊營に往返し、未だ一月に及ばず、遽に賊表を齎して來る。尤も疑ふ可しと爲す。

封の一件

行長と惟敬の手品

是れ總兵劉綎が、朝鮮側に向つて語つた要點だ。果して然らば、明側も朝鮮側も、秀吉の講和條件の輪郭丈は、略ぼ心得て居たに相違はないのだ。然るに北京に於ては、全くそれとは無關係なる、沒交渉なる、封の一件に歸著したのは、如何にも不思議の話ではない乎。然も此れが所謂小西行長と、沈惟敬との間に出來した手品で、獨り秀吉が、之れが爲めに莫迦にせられたのみでなく、明廷も亦た莫迦にせられた。然も此の如き手品を使い、兩國を誤つたのは、畢竟行長と、惟敬とが、遮二無二講和を成立せしめんと、焦慮した結果に他ならぬのだ。而して此れには三奉行も、

行長と同罪と云ふも過言ではあるまい。

〔八三〕 小西行長の沈惟敬に與ふるの書

何れが先づ欺きたる乎

沈惟敬と小西行長とは、何れが先づ欺きたる乎。清正の言によれば、行長が甘言もて、惟敬を京城に招き寄せ、又た甘言もて、釜山迄連れ行いたとあるが、〔參照 八一、講和に對する秀吉の態度〕然も行長をして言はしむれば、沈惟敬が事毎に違約したのだ。

行長惟敬の違約を責む

日本差來先鋒豊臣行長謹白。天朝遊擊將軍沈老爺麾下。麾下去歲（萬曆二十年）八月二十九日、會于平壤府外、所約麾下之言變、而僕之言不變、其件々書以備歷覽。

右譯文

日本差來の先鋒豐臣行長 謹で天朝遊擊將軍沈老爺の麾下に白す。麾下去歲
(萬曆二十年) 八月二十九日、平壤府外に會し、約する所の麾下の言變じて、僕
の言變せず、其の件々書して以て歴覽に備ふ。

件々歴舉

此の文は、定めて玄蘇の筆であらう。彼等が平壤府外會見以來、惟敬が約束違
反の件々を歴舉して、之を詰責したのだ。

第一件

第一件。去歲、平壤西北分界、是以倭人不過界。麾下如何制之乎。朝鮮人
超界變約之事。

右譯文

第一件。去歲、平壤西北に界を分つ、是を以て倭人界を過ぎず。麾下如何に
して之を制する乎。朝鮮人界を超えて變約するの事。

朝鮮人變約

此れは全く小西等が莫迦正直で、日本軍は手を拱して、其の標界以内に、惟敬

第二件

の回報を待つて居たのだ。それにも拘らず、朝鮮人は勝手に、平壤を來り侵し
た事を云うたのだ。

第二件。麾下於青石嶺、有墮馬之失、故誤來期。雖然、醫療得埃漸、頃
才順安云々。因茲或爲問安、或爲延接、差僕小臣竹内吉兵衛。則擒渠不
還、出兵圍平壤之事。

右譯文

第二件。麾下青石嶺に於て、馬より墮つるの失あり、故に來期を誤る。然りと
雖も、醫療漸を埃つを得て、頃月順安云々。因て茲に或は問安を爲し、或は
延接を爲し、僕の大臣竹内吉兵衛を差す。則ち渠を擒にして還さず、兵を出
して平壤を圍むの事。

第三件

此れには固より沈惟敬に、一言半句の申譯もある可からずだ。

第三件。麾下再到漢江、講和之日、諸將皆不信之。僕獨取信、從麾下之

言、引レ兵退ニ王京。遺ニ二十餘萬糧物、不レ燒ニ滅之、長途所レ築之倭營、亦不レ能ニ損滅、而收ニ兵浦浦ニ之事。

右譯文

第三件。麾下再び漢江に到り、和を講ずるの日、諸將皆之を信せず。僕獨り信を取り、麾下の言に従ひ、兵を引て王京に退く。廿餘萬の糧物を遺して、之を燒滅せず、長途築く所の倭營、亦た損滅する能はず、而して兵を浦浦に收むるの事。

行長の莫迦正直

諸將の惟敬を信用しなかつたのが、寧ろ至當であつた。然も行長は、惟敬に催眠術を施されて居た。彼が糧食さへも、その儘明軍に遺留したのは、如何にも念の入りたる莫迦正直であつたのだ。

第四件

第四件。朝鮮二國胤(二王子)及陪臣等、從ニ漢江所レ約、送還之事。

第五件

第五件。因レ與ニ麾下ニ相約、不レ出ニ兵於全羅道、至ニ今日、其安穩之事。

右譯文

第四件。朝鮮の二國胤(二王子)及び陪臣等、漢江約する所に從て送還の事。

第五件。麾下と相約するに因り、兵を全羅道に出さず、今日に至り、其れ安穩の事。

以上二箇條は、行長が約束通り實行した事を云うたのだ。

第六件

第六件。與ニ麾下ニ相約之者。是携ニ小將飛驒守(小西如安)赴ニ北京、直ニ聞石老爺(大司馬石星)口中之言、重導ニ大官天使來者、不レ出ニ三四箇月、且又隔ニ二十日、通ニ書信ニ云々。雖レ然至ニ今日、未レ通ニ一書、飛驒亦久留ニ王京、(京城)然後居ニ平壤、不レ達ニ北京、徒送ニ光景。僕信ニ麾下之言、奏ニ太閤殿下、差ニ飛驒ニ從ニ麾下、今如レ斯者、不レ知ニ如何之事。

右譯文

第六件。麾下と相約するの者。是れ小將飛驒守(小西如安)を携へて北京に赴き、石老爺(大司馬石星)口中の言を直聞し、重ねて大官天使を導て來るもの、三四

箇月に出でず、且つ又二十日を隔て、書信を通ず云々。然りと雖も今日に至るも、未だ一書を通せず、飛驒亦た久しく王京（京城）に留まり、然して後平壤に居り、北京に達せず、徒に光景を送る。僕麾下の言を信じ、太閤殿下に奏し、飛驒を差し、麾下に従はしむ。今ま斯の如きもの、如何の事なるかを知らず。

慄へかれ
の督促

恐らくは此處が本書の眼目であらう。行長も小西如安が、京城、及び平壤に抑留せられて、北京に進むを得ず。而して沈惟敬が二十日毎に書信を通すと云ひ、三四月の中には、明帝の特派大使を導き來る可しと云ひつゝ、何れも杳として音沙汰を絶つて居たから、行長も慄へかねて、茲に此の督促狀を發したのであらう。

惟敬の思
げに運

併し如何に口上にては軽く受け合せても、實際は沈惟敬が思ふ様に、明國側の事は、運ぶを得なかつたのだ。

第七件

第七件。差譯官法釋打、護送二天使。（徐一貫、謝用梓）天使達王京（京城）之日、即送還云々。蓋是二天使之言也、定達貴聽。何不送還而留之乎。縱留之、亦從飛驒者、是理也。在別處、如何之事。

右譯文

第七件。譯官法釋打を差して、二天使（徐一貫、謝用梓）を護送す。天使王京（京城）に達するの日、即ち送還す云々。蓋し是れ二天使の言なり、定めて貴聽に達せるならん。何ぞ送還せずして之を留むる乎。縱ひ之を留むるも、亦た飛驒に従ふものは、是れ理なり。別處に在るは、如何の事なるか。

此れは譯官を拘留して、送還しなかつたことを責めたのだ。

右七件、皆麾下違約、而僕毫厘無違約者。孰謂之虛誕乎。今譚爺、帶宋李二老爺之書、求太閤殿下表文、且告收兵對馬。事々紛然、何捨何用乎。雖云天寒路遠、麾下速來面、則相議殿下者、必矣。故少留譚爺於鄙營、以

譚を留置
し惟敬の
來るを待

待_レ麾下。麾下若不來、則何以爲證乎。又須有表文。除麾下之外、別度_レ與誰乎。萬事克始克終者、是日本之道法也。是以云爾。

右譯文

右七件、皆麾下違約せり、而も僕毫厘も違約するもの無し。孰か之を虚誕と謂はん乎。今ま譚爺、宋李二老爺の書を帶し、太閤殿下の表文を求め、且つ兵を對馬に收めんことを告ぐ。事々紛然たり、何れを捨て何れを用ひん乎。天寒く路遠しと云ふと雖も、麾下速に來り面せば、則ち殿下を相議するものは必せり。故に少らく譚爺を鄙營に留め、以て麾下を待つ。麾下若し來らずんば、則ち何を以て證と爲さん乎。又た須らく表文あるべし。麾下を除くの外、別に誰と與に度らん乎。萬事克く始まり克く終るものは、是れ日本の道法なり。是を以て爾か云ふ。

右の結論

以上は行長が、自から件々其の約を踐み、惟敬が件々其の約に背いたのを、詰責

したのだ。此れには惟敬も辯疏の言葉に窮したであらう。而して行長は、更らに宋應昌、李如松が、譚宗仁を使として、其書を齎らし、秀吉の上表文と、日本軍の對馬に撤退を求めたに對し、譚を其の陣營に留置し、以て沈惟敬の自から來りて、行長と商議せんことを求めた。此れは惟敬とでなければ、者般の相談は出來ぬからだ。

惟敬を威嚇す

麾下不來、天使亦遲延、則在浦々之諸將、豈徒送日乎。出兵馬者必矣。方于此時、莫言僕變約矣。又收兵對馬者、不知是何事乎。麾下重導天使來、則縱不命之、亦收兵者也。何不導天使來而有此命乎。所示、一一如磨牛踏舊轍、莫重說如此之事。餘期會面之日。恐惶頓首。不宣。十一月十有五日

豐臣行長拜

〔宣祖實錄〕

右譯文

麾下來らず、天使亦た遅延せば、則ち浦々に在るの諸將、豈に徒らに日を送らんや。兵馬を出すは必せり。此の時に方り、僕の變約を言ふ莫れ。又た兵を對馬に收むるは、知らず是れ何事ぞや。麾下重ねて天使を導きて來らば、則ち縦ひ之を命せざるも、亦た兵を收むるものなり。何ぞ天使を導き來らずして此命あらん乎。示す所、一々磨牛の舊轍を蹈むが如し、重ねて此の如きの事を説く莫れ。餘は會面の日を期す。恐惶頓首。不宣。

十二分に威嚇

此の如く行長は、十二分に沈惟敬を威嚇し、若し餘りに愚圖付くに於ては、今一度進攻的の態度に出づるぞ。撤兵の如きは、講和使來朝の上の事だと、斷言したのだ。

此結果行會長惟敬の會見

此の威嚇文句は、餘程沈惟敬にこたへたと見え、遂ひに彼と、小西行長との會見となつた。而して其の兩人の間に於て、所謂秀吉の上表文なるものは、撰造せられた。

【八四】所謂る秀吉の降表

惟敬の板挟み

沈惟敬は、全く板挟みとなつた。一方小西からは、前掲の如く詰責せられ、他方明軍側からは、何故に秀吉の降表は持參せぬ乎、何故に日本軍は、約束通りに海を渡りて、日本に還らぬ乎と、催告せられた。此に於て彼は釜山に取つて返し、小西と商議の上、所謂る秀吉の降表なるものを、急遽に製作し、之を勿體らしく齎らし來つた。

秀吉の降表製作

萬曆二十三年十二月二十一日、日本關白臣平秀吉、誠惶誠恐、稽首頓首、上言請告。伏以、上聖普照之明、無微不悉。下國幽隱之曲、有求則鳴、披瀝愚衷、仰于天聽。

右譯文

萬曆二十三年十二月廿一日、日本關白臣平秀吉、誠惶誠恐、稽首頓首、上言請告す。伏して以みるに、上聖普照の明、微として悉さざる無く。下國幽隱

の曲、求むるあれば則ち鳴る。愚衷を披瀝して、天聰を仰ぐ。

偽表歴然

此れが冒頭だ。秀吉は當時平姓でもなく、又た關白でもなかつた。其の偽表であつたことは、指摘する迄もなく、最初の一行を見れば、辯疏の餘地がない。

朝鮮出師の辯明

恭惟、皇帝陛下、天祐一德、日清四方、皇極建而、舞于兩階、聖武昭而、柔遠人于萬國。天恩浩蕩、遍及遐邇之蒼生。日本渺茫、咸作天朝之赤子。屢託朝鮮、而轉達、竟爲秘匿、而不聞。控訴無門、飲恨有日。不_レ得_レ已而構_レ怨。非_二無_レ謂_レ而用_レ兵。

右譯文

恭しく惟ふに、皇帝陛下、天祐一德、日に四方を清む。皇極建つて、干羽を兩階に舞はし、聖武昭にして、遠人を萬國に柔んず。天恩浩蕩、遍ねく遐邇の蒼生に及ぶ。日本渺茫、咸な天朝の赤子と爲る。屢ば朝鮮に託して轉達せるも、竟に秘匿を爲して聞せず。控訴門無く、恨を飲む日あり。已むを得ず

して怨を構ふ。謂れ無くして兵を用ふるに非ず。

秀吉の本志と正反對

此れは虚偽八分眞實二分だ。然も其の文句は、全く秀吉の意向と正反對だ。秀吉の本志は、明國を臣とするにありて、自から明國の臣となるのではなかつた。但だ朝鮮の、日本の明に通せんとするに拘はらず、之を取次がなかつたと云ふ丈が、事實だ。前文は兵を朝鮮に出したのが、無名の師でなかつたことを、辯明したのであるが、其る卑屈なる仕方は、決して秀吉の本志ではない。

罪を朝鮮に歸す

且朝鮮詐僞存_レ心。乃爾虚瀆_二宸聽_一。若_二日本_一、忠貞自許、敢爲_レ迎_二忍_一。王師_一遊擊沈惟敬、忠告諭明、而平壤願_レ訂_一。豐臣行長等諭_レ誠向_レ化、而界限不_レ逾。詎謂朝鮮構_二起戰爭_一。雖_レ致_二我衆死傷_一、終無_二懷_一。杯_一、第_二王京_一……

右譯文

且つ朝鮮詐僞心を存す。乃ち爾ち虚しく宸聽を瀆す。日本の若きは、忠貞自ら許し、敢て忿れる王師を迎ふることを爲さん。遊擊沈惟敬、忠告諭明し、而し

て平壤訂を願ふ。豊臣行長等誠を輸し化に向ひ、而して界限逾えず。詎ぞ謂はん朝鮮戦争を構起せんとは。我衆の死傷を致すと雖、終に杯楯無く、王京に第す。……

偽表の偽益、露骨

朝鮮こそ迷惑の次第だ。彼は小弱國であるが爲めに、一切の責任を負はねばならなかつた。即ち沈惟敬が平壤に於ける約束を破つた責任さへも、朝鮮に推諉し去つた。秀吉には平秀吉と云ひ、行長には豊臣行長と云ふ、何等の矛盾ぞ。偽表の偽は、益す露骨となつた。

日本諸將の恭順

惟敬舊約復申、日本諸將初心不易。還城郭、献芻粮、益見輸誠之悃。送儲臣、歸土地、用申恭順之心。

右譯文

惟敬舊約復申し、日本の諸將初心を易へず。城郭を還し、芻粮を献じ、益々輸誠の悃を見る。儲臣を送り、土地を歸し、用て恭順の心を申ぶ。

飛驒使命

此れは京城退去以來の事を叙したので。事實は行長が惟敬に與へた書中〔参照八三、小西行長の沈惟敬に與ふるの書〕の意味を繰り返したので。

今差一將小西飛驒守、陳布赤心。冀得天朝龍章、恩錫以爲日本鎮國寵榮。伏望、陛下廓日月照臨之光、弘天地覆載之量、比照舊例、特賜冊封藩王名號。

右譯文

今一將小西飛驒守を差し、赤心を陳布す。冀くは天朝の龍章を得て、恩錫以て日本鎮國の寵榮と爲さん。伏して望む、陛下日月照臨の光を廓にし、天地覆載の量を弘め、舊例に比照して、特に冊封藩王の名號を賜はらんとを。

秀吉理解に苦しまん

此に至つて、小西飛驒守の使命の目的を道破した。そは即ち秀吉が、自から日本藩王たるの冊封を請うのだ。秀吉をして此の事を聞かしたならば、自己の意

結末

志と餘りに懸隔したるに、驚くよりも、寧ろ却て理解に苦しむであらう。何となれば、斯る吝ち臭さ了見は、粟粒程も、秀吉には見出さなかつたからだ。

臣秀吉、感_ニ知遇之洪休、増重_ニ鼎臺、答_ニ高深之大造。豈愛_ニ髮膚。世作_ニ藩籬之臣、永献_ニ海邦之貢、祈_ニ皇基丕著于千年、祝_ニ聖壽綿延于萬歲。臣秀吉無_レ任_ニ瞻_レ天、仰_レ聖、激切餅(屏)營之至。

右譯文

臣秀吉、知遇の洪休に感じ、増々鼎臺を重んじ、高深の大造に答ふ。豈に髮膚を愛まんや。世藩籬の臣と作り、永く海邦の貢を献じ、皇基の丕著を千年に祈り、聖壽の綿延を萬歲に祝す。臣秀吉天を瞻、聖を仰ぎ、激切屏營の至りに任ふる無し。

最も狡猾手段

此の一節は如何にも狡猾手段を弄したものだ。即ち其の眞目的は、貢一即ち通商一を要むるにあるに拘らず、明帝が藩土の恩賚に酬ゆ可く、進貢す可しとの口

明朝鮮亦
僞作を知
る

實を設け、貢を以て、封の必然の結果とした。此れは貢の問題が明廷に於て、頗る面倒であるが爲めに、沈惟敬と行長とが、相談の上、斯く取り計うたのであらう。

此の表文の僞作であつたことは、明國側にも、朝鮮側にも、當時已に明白であつた。

此表文、或謂_ニ之出_ニ於唐(明)人之手。故甘士价題本亦曰、表文出自_ニ中國文臣之手、人々知_レ之。(宣祖實錄)

右譯文

此表文は、或は之を唐(明)人の手に出づると謂ふ。故に甘士价の題本も亦た曰く、表文は中國文臣の手より出づ、人々之を知る。

笑止千萬
の秀吉

然も大膽なる沈惟敬と、小西行長とは、之を以て曲りなりにも、講和の目的を果さんとした。而して笑止千萬なるは、秀吉だ。彼は何處迄も七個條の條件に

據りて、談判するものと確信し、只管ら其の成行を俟つて居た。此の如くして文祿二年も暮れ去つたのだ。

【八五】 講和の前に横はる難關

明朝鮮の疑念

沈惟敬は首尾克く、行長の營中より、所謂秀吉の降表を齎らし還つた。

惟敬所爲、亦難ニ度測一。况往ニ返賊營、未レ及ニ一月、遽資ニ賊表ニ而來。尤爲レ可疑。〔宣祖實錄〕

右譯文

惟敬の所爲、亦た度測し難し。況んや賊營に往返し、未だ一月に及はず、遽に賊表を齎らして來る。尤も疑ふ可しと爲す。

明將講和熱心

とは、良に當時に於ける明、及び朝鮮一般の疑念であつた。それにも拘らず、北京には講和の大宗師とも云ふ可き石星あり、朝鮮には經略宋應昌、提督李如松あり。更らに宋應昌の後任の顧養謙あり、何れも講和に熱心し、只管凱旋を急ぎ、終局を焦りつゝありたれば。沈惟敬は兎も角も、小西如安と與に、北京に入る可き順序となつた。

三個の難關

然るに今爰に三個の難關が、その前に横はつて居た。(第一)は兩先鋒の一なる加藤清正だ。彼は我が生擒にしたる兩王子等を、小西の手によりて、おめ／＼と返還し、而して朝鮮よりして、何等の賠償を得ず。動もすれば小西等が、秀吉の明示したる講和條件を没却せんとするを見て、正々堂々之を標舉し、之を闡明し、秀吉の眞意の存する所を、朝鮮及び明側に示さんことを勧めた。(第二)は朝鮮だ。朝鮮では秀吉の本志が、朝鮮分割に在るを稔知して居た。されば極力講和談判の進捗を妨害した。(第三)は明廷の内外に於ける、非講和論者だ。其の中には、恒に當局者を攻撃するを以て、専ら本務とする御史等もあり、又た日本の

更に困難
ならしめ
たる事

事情に通じたる地方官等もあつた。『自前歲關白乞求許封、南北紛々、言不可者十有七八、可者未見』（神宗實錄）とは、明神宗の語る所だ。以上の三難關は、因となり果となり、互ひに錯綜して、愈よ講和を面倒ならしめた。然も更らに講和の進捗を、困難ならしめたのは、日本軍の釜山一帶の地に滯陣した事だ。

明の意氣

上〔朝鮮の宣祖〕曰、聞有許貢許封之議云。已爲許之耶、何以定之乎。總兵〔明將戚金〕曰、聖天子已爲許封。而行長盡撤軍入歸、然後、當爲冊封。若一倭尙留、則亦不許封。貢則特不許之矣。〔宣祖實錄〕

右譯文

上〔朝鮮の宣祖〕曰く、聞く許貢許封の議ありと云ふ。已に之を許さんと爲す耶、何を以て之を定むるや。總兵〔明將戚金〕曰く、聖天子已に封を許すことを爲す。而して行長盡く軍を撤して入歸し、然して後ち、當に冊封を爲すべし。若し一倭尙ほ留らば、則ち亦た封を許さず。貢は則ち特に之を許さず。

秀吉の意氣込

戚金の答が明側の意氣込だ。而して此れが亦た明の神宗皇帝の意氣込だ。然も秀吉の意氣込は、丸るで其の反對であつた。即ち明側では、日本兵が一人でも、釜山に在る間は、講和は成立せぬと云ふが、秀吉は講和が成立する迄は、決して戦闘準備を弛めぬと云ふ事だ。否な秀吉は朝鮮を以て、全く九州と同一視し、諸將の朝鮮に久戍する、猶ほ九州に在城するの看を做した。

大明無事の儀、惣別正儀に不_レ被_二思召_一に付而、城々被_二仰付_一、各在番候。九州同前に令_二覺悟_一、有付可_レ有_レ之候。〔立花文書〕

是れ文祿二年九月廿三日附、秀吉より立花宗茂に與へたる書中の一節だ。而して同文の書状は、概ね在朝鮮の諸將に送られたのだ。然も此の意志は、翌年に至りて、更らに一層の剴切を加へて來た。

秀吉の意氣込一段

一 當年（文祿三年）勸之儀、可_レ被_二仰付_一與思召候處、寺澤志摩守參上仕、

先當年の働無用之由、各言上之通被_レ開召届_一候事。

一 來年(文祿四年)關白殿(秀次)有_二出馬_一、諸勢渡海之義被_レ仰付、城々並傳之_レ城迄、此方御人數被_レ入置、各動之義丈夫に可_レ被_レ仰付_一候條、成_二其意_一令_二用意_一候事。

一 兵糧之義、最前被_レ遣候分、何も入替置之由、尤被_レ思召_一候。猶以即今三萬石餘被_レ遣候條、各令_二割符_一、釜山浦に藏を作、可_レ入置_一候。働之時、兵糧に可_レ被_レ下候事。

一 大明より詔言之筋目、兼而より實儀とは不_レ被_レ思召_一候條、城々丈夫に爲_レ被_レ仰付_一儀に候。朝鮮之儀、九州同前に思召候間、行々は何も内輪替に被_レ仰付、面も歸朝仕致_二御目見_一候て可_レ被_レ遣候。此通、下々にも申聞無_二退屈_一之條、可_レ令_二覺悟_一候。關東、東北、出羽奥州果迄不_レ殘令_二在京_一、普請等被_レ仰付_一候。其にたくらへ候へば、各在陣不_レ數候事。

一 城廻田島令_二開作_一、彌有付可_レ申候。猶寺澤志摩守に被_レ仰_一含_一候。並

御目付として、重而別人可_レ被_レ遣候也。

正月十六日(文祿三年)

(秀吉朱印)

羽柴柳川侍從どのへ

〔立花文書〕

屯田持久策の勸説

此れにて見れば、文祿三年に於ける軍事的活動は、在朝鮮諸將の意見を納れて中止したが、その代りに文祿四年には、秀次をして大兵を率ゐ渡海せしむるに付、その準備として、各城及び連絡の諸塞等、普請等油断なきを警め。且つ兵糧も指し寄り、三萬石送りたれば、之を各自分割儲藏して、他日用兵の時に供せしめ。而して明國との講和には、本來信を措かざるに就き、彌_二軍事的占領_一を持続す可く。且つ朝鮮を以て、九州と同一視し、追つては何れも交代にて衛戍す可く、されば決して退屈せざる様注意し。特に在日本の諸將卒、何れもそれ_レの勞役に服しつゝ、ありて、之に比すれば、朝鮮に於ける諸將卒は、却て其の勞苦の少きことを論告し。更らに屯田持久の策を勸説したのだ。

行長惟敬等の苦しき申譯

此れが秀吉の本心を、その儘打明けたのだ。されば明國側にて、一兵も釜山に留むる勿れと云ふが如きは、無理なる註文だ。如何に行長や、沈惟敬が、此間に小細工を倣さんとするも、秀吉の此の意志を枉ぐる譯には參らぬのだ。されば彼等は、大明冊封使の來るを待つて護送す可く、其の爲め小兵を留めたのであると、苦しき申譯を、明廷に向つてしたのだ。

第十八章 講和問題に對する清正行長の軋轢

【八六】 硬派としての清正

清正行長の反目

朝鮮役にて、最も遺憾に勝へざる一は、清正と行長との乖離、反目が、動もすれば敵國側より乗せられた事だ。「參照 五一、五二、清正と行長」此れは其の責何れにあるかは、姑く措き、實に内輪の醜態を、外に暴露したのだ。而して斯る弱點に乗ずるに於て、殆んど天成の好技術に富む朝鮮人や、支那人は、甘くも之を利用した。此れは如何にも痛恨の事だ。

穿ち過ぎたる説

併し清正が兩皇子を生擒した功を嫉んで、行長は京城の講和を促成したとか。行長が沈惟敬との講和運動の成功を妨害せん爲めに、清正は或は兵を安康に出したとか。將た故らに豪語を爲して、講和條件を發表したとか云ふは、何れも餘りに穿ち過ぎた説と云はねばならぬ。

清正行長
態度の相

明朝鮮清
正の強硬
を利用せ

明秀吉清
正を離間
せんとす

要するに清正も、行長も、講和其物には異存はないのだ。但だ行長は自ら叩頭しても、之を成立せしめんとし、清正は他を叩頭せしめて、然らざる迄も、他と對等にて之を成立せしめんとした。即ち前者は軟派で、後者は硬派だ。此れは清正が安邊に於て、馮仲纓と談判し、行長が平壤に於て、沈惟敬と談判した當初から、明白の事だ。而して此の明白の事が、則ち敵側の乗ずる所となつたのだ。明國側では、清正が言行の豪蕩不羈なるが爲めに、彼を目して黥布、彭越の徒と傲し、彼の野心を刺戟して、秀吉に反かすめ、彼を自立せしめて、以て秀吉を牽掣せしめんと企てた。朝鮮側では、清正より極めて強硬なる、講和條件を提出せしめ、之を以て明廷に移報し、以て講和談判を破壊せんと企てた。而して生一本の清正は、只だ秀吉の所謂講和條件を、金科玉條として、此れより一步も假藉しなかつたのだ。

癸巳（文祿二年）五月、清正退屯蔚山西生浦。皇朝遣四川總兵劉綎、率福建、西蜀、南蠻等處召募兵五千、來屯星州。都元帥金命元屯宜寧。六月、清正還我

兩王子臨海君、順和君、及宰臣等。七月、沈惟敬、自倭營一回。平行長、屯金海。持秀吉納款表文、且挾倭官小西飛來。（按ずるに、秀吉の所謂納款表文なるものは、同年末、沈惟敬再び小西の營に赴き、而して後裔らし來つ。）甲午（文祿三年）三月、都督劉綎、自星州移鎮南原。綎與清正、交使通意。蓋自癸巳（文祿二年）以後、天將力主和議、沈惟敬與平行長、欲封秀吉爲日本國王、以撤其兵。而劉綎則交通清正、欲使清正乘時受封、自爲關白、反擊秀吉。故特遣松雲、以探本情。（奮忠紆難錄）

右譯文

癸巳（文祿二年）五月、清正退屯蔚山西生浦に屯す。皇朝、四川總兵劉綎を遣はし、福建、西蜀、南蠻等處の召募兵五千を率ゐ、來りて星州に屯せしむ。都元帥金命元宜寧に屯す。六月、清正、我が兩王子臨海君、順和君、及び宰臣等を還す。七月、沈惟敬、倭營より回り、平行長、金海に屯す。秀吉納款の表文を持し、且つ倭官小西を挾みて來る。（按ずるに、秀吉の所謂納款表文なるものは、同年末、沈惟敬再び小西の營に赴き、而して後裔らし來つた。）甲午（文祿三年）三月、都督劉綎、星州より鎮南原に移る。綎、清正と、使を交し意を通

ず。蓋し癸巳（文祿二年）より以後、天將力めて和議を主とし、沈惟敬平の行長と與に、秀吉を封じて日本國王と爲し、以て其の兵を撤せしめんと欲す。而して劉綎は則ち清正に交通し、清正をして時に乘じて封を受け、自ら關白と爲り、秀吉を反撃せしめんと欲す。故に特に松雲を遣はし、以て本情を探る。

清正小心翼々

全く此の通りだ。如何に明將が見當違ひをなしたるよ。彼は清正を教唆し、秀吉に取つて自から代らしめんとした。然も清正に多量なるは、翼々たる小心で、最も缺乏したるは山氣だ。彼は石橋を金槌で叩かなければ、渡らぬ漢だ。彼は處世に於て、極めて用心深き漢だ。彼に向つて黥、彭の徒たるを望むは、本來出來ない相談だ。

離間運動の失敗と明朝鮮

されば此の運動は、明將の側よりすれば、全くの失敗であつた。然も朝鮮側の見地よりすれば、寧ろ成功に庶幾かつた。何故なれば、清正は何等の掛引もなく、正々堂々、名護屋に於ける秀吉の宣示したる講和條件を、其の儘宣示したか

僧惟政

らだ。而して其の使命を奉じて、清正の營に赴きたる僧將惟政は、所謂松雲大師で、坊主としては惜しき程の、智勇辯力を具備した、大膽不敵漢であつた。均しく僧侶ではあるが、彼は我が玄蘇、竹溪、承兌、永哲等とは、全く其の素質を殊にした代物であつた。

【八七】 清正と明將劉綎

劉綎日本の事情に盲目

劉綎の加藤清正に與へた書を讀むに、全く日本の事情に盲目で、固より清正の何人たるを知らず、又た清正と、秀吉との關係如何を知らず。唯だ飴を含んで孩兒を釣るが如き、言語を弄するに過ぎなかつたのだ。例せば、

清正を嘲り立つ

王子陪臣、原係汝所_レ得。好意送還都做了。苟_レ宜_レ始_レ人情、與_レ汝無_レ干預。汝之功勞、成_レ畫餅_一矣。

右譯文

王子陪臣、原より汝が得る所に係る。好意送還都て做し了る。苟。宜しく人情に始まるべし、汝と干預無し。汝の功勞、畫餅と成る。

と云ふが如き。或は又た、

汝乃世守地方官、又有名頭漢子。若能乘レ時事我、亦當レ保奏天皇帝、封汝大官。豈不レ爲レ美乎哉。

右譯文

汝は乃ち世守の地方官、又た有名の頭漢子。若し能く時に乗じて我れに事へば、亦た當に天皇帝に奏し、汝を大官に封ずるを保すべし。豈に美と爲さざらんや。

と云ふが如き、全く子供騙しの文句を臚列したものだ。然も之に答へたる清正

の書簡は、實に凜然たるものがある。

清正答書

大明都督府與清正書、送來披見。貴府英雄俊士之人。夫俊士者、作レ事、有レ始有レ卒者、顯ニ丈夫之志也。然則關白(秀吉)、當レ受ニ六十六個國之造化。一呼百諾、此乃天之所生、地之所養也。英雄猛勇、壽命長短、汝不可ニ料想。海水不可ニ斗量。貴處性命、再無ニ千歲。大閣日本六十六個國、將レ付ニ關白兒子、表ニ名大閣、欲レ求ニ高名譽。遣レ使領ニ衆軍兵、侵ニ大明國地方、揚ニ名於後世、以顯ニ男兒之志也。

右譯文

大明都督府の清正に與ふるの書、送來披見す。貴府は英雄俊士の人。夫れ俊士は、事を作すに、始めあり卒りあるものは、丈夫の志を顯はすなり。然らば則ち關白(秀吉)は、當に六十六箇國の造化を受くべし。一呼百諾、此れ乃ち天の生ずる所、地の養ふ所なり。英雄猛勇、壽命の長短は、汝料想す可からず。海水斗量す可からず。貴處性命、再び千歲無し。太閣日本六十六個國、將に

關白の兒子に付せんとし、名を太閤と表し、高名譽を求めんと欲す。使を遣はし衆軍兵を領し、大明國の地方を侵し、名を後世に揚げ、以て男兒の志を顯さんと作り。

此れは劉綎が、秀吉の頼むに足らざるを告げたる所に答へたのだ。如何にも文義不分明だが、意を以て迎ふれば、何やら諒會が能ふ。

王子措置の辯明

率士先侵朝鮮處所、清正忠良之漢、古人云、忠臣不怕死、怕死不作為忠臣。將關白親兵良將、同生同死、何有疑心之乎。閑人毀我、就是不怕他。先年驅擄王子、戰場之時、問律依法、性命惟存。清正將他、同心共背、嬉戲安樂。我又將朝奏大閣殿下、即時不須渡日本國、送還歸故郷。此乃恩深似海。將大明朝鮮反面無情、說起清正無恩義、汝有骨肉之恩如何。又將問陪臣天子意思如何。又大明朝鮮名正言順、豈可偷人之政義高名。日本國衆通知、汝將可笑者有後患。

右譯文

士を率ゐて先づ朝鮮の處所を侵す、清正は忠良の漢なり、古人云く、忠臣は死を怕れず、死を怕るゝは忠臣たらずと。關白の親兵良將を將つて、同生同死、何を心に之を疑ふあらんや。閑人我れを毀毀するも、是に就て他を怕れず。先年驅つて王子を擄にす、戰場の時、律に問ひ法に依り、性命惟れ存す。清正他を將て、心を同らし背を共にし、嬉戲安樂す。我れ又た將に朝して大閣殿下に奏し、即時日本國に渡るを須ひず、送還して故郷に歸らしめんとす。此れ乃ち恩の深き海に似たり。將た大明朝鮮の反面無情、清正の恩義無きを説き起すも、汝骨肉の恩あるを如何せん。又た將に陪臣天子の意思如何を問はんとす。又た大明朝鮮は名正しく言順なり、豈に人の政義高名を偷むべけんや。日本國衆通知す、汝將に笑ふべきもの後患あらんとす。

句々稟然

此れは清正が、秀吉より猜疑せられ、讒毀せられ、疑懼せられて居ると云ふ劉

日本退後の心なし

縋の書に答へ、且つ兩王子生擒後の措置に就て、辯明したのだ。忠臣不レ怕死と云ひ、同死同生と云ふ。句々凜然として、今猶ほ清正の聲を聞くの想がある。舊年(文祿元年)二月、馮仲英(櫻)在咸鏡道。送音納、定面會之時。緊急怠慢即時分開。如今輕延日久、未得再會宣懷。想日本國、出有良將強兵、有進前之意、無退後之心也。若大明國朝鮮作關事、關白得勝有面皮、兩邊和諧、即時退兵。萬民喜悅、各安生理、豈不爲美乎。

右譯文

舊年(文祿元年)二月、馮仲英(櫻)咸鏡道に在り。音納を送り、面會の時を定む。緊急怠慢、即時分開す。如今輕延日久しく、未だ再會して懷を宣ぶるを得ず。想ふに日本國は、出に良將強兵あり、進前の意ありて、退後の心無きなり。若し大明國朝鮮關事を作し、關白勝を得て面皮あらば、兩邊和諧し、即時兵を退けん。萬民喜悅し、各生理に安んずる、豈に美と爲さざらんや。

清正の地歩

主旨は判然せぬが、如何にも清正が百尺樓上に、自から地歩を占めて居る丈の事が判知る。清正の意は乞降にあらず、請私にあらず、寧ろ我が條件の下に、他をして承服せしめんとするにあるのだ。

虚謗の罪

若有虚謗之人、説是非、我聞心内、即時寫書奉關白、斥知其罪不輕乎。若し虚謗の人ありて、是非を説かば、我れ心内を聞き、即時書を寫して關白に奉らば、斥して其罪の輕からざるを知らんか。

右譯文

此れは若し漫りに我を謗るものあらば、直ちに其の旨を秀吉に通じて、其の者を相當の罰に處す可しと云ふのだ。惟ふに暗に小西等を斥したものであらう。

今時書來、意思不明、事務多、我胸中不得意也。此處或有故。不遣人送帖、特聊草數字付知。修文依理、決斷推詳、並無私弊。我是忠言逆耳。人無遠慮、必有近憂、不爲一時之計。故朝鮮陣頭士卒、千人英、萬人

日本の名聲顯達を碍ぐるな

傑、何降大明乎。古人云、涓々不塞、將作江河。案此、謂有和樂之政、王守死於善道。設若、大明有知慧之人、合文理、通大道、無碍日本國名聲顯達、即時和諧、一時退朝鮮。決無差言。〔以上 宣祖實錄〕

右譯文

今時書來る、意思明ならず、事務多く、我が胸中意を得ざるなり。此處或は故あらん。人を遣はさずして帖を送り、特に聊か數字を草して付列す。文を修め理に依り、決斷推詳、並に私弊無し。我が是の忠言耳に逆ふ。人遠慮無ければ、必ず近憂あり、一時の計を爲さず。故に朝鮮陣頭の士卒、千人の英、萬人の傑、何ぞ大明に降らんや。古人云く、涓々塞がずんば、將に江河たらんとす。案ずるに此れ、和樂の政ありて、王善道を守死するを謂ふ。設若、大明知慧あるの人、文理に合し、大道を通じ、日本國の名聲顯達を碍る無くんば、即時和諧し、一時に朝鮮を退かん。決して差言無し。

清正昂揚

文章醜拙
然も清正
の態度察
すべし

清正は此の如く、昂揚したる意見を示したのだ。

此れは文祿三年三月五日、蔣希春、李謙受が、清正の營中より持し來つたものだ。醜奴不_レ解_二文脈_一、其所_レ示書辭、無_レ頭無_レ尾。醜澁無_レ理、語脈不通、使人不_レ得_二通曉_一。〔奮忠紆難錄〕と悪口せられても、斯る文章では辯解の言葉がない。實に惡文軌範の上乗だ。然も清正の明、及び朝鮮に對する態度は、此の醜澁沒脈理の文字中にも、隱躍して、之を察知するに難くない。

行長惟敬
石星の罪
而して秀
吉の物笑

清正は實に秀吉の講和條件に據りて立つた。若し彼をして講和談判に當らしめば、講和は成立せざるも、決して三箇年餘を、此れが爲めに徒費することはなかつたであらう。而して再び朝鮮に兵を出す如き失態は、來たさなかつたであらう。然も講和は専ら行長と、沈惟敬と、石星との三人にて、取り計はれたれば、遂ひに最後に至りては、互ひに欺き欺かれ、虚偽と胡魔化しの結果は、潰裂四出、收拾す可からざるに至つたのだ。此れが爲めに石星と、沈惟敬とが、一命を喪うたのは、惜しむに足らぬが、秀吉の晩節をして、一種の物笑とな

らしめたのは、返す返すも残念至極であつた。

〔八八〕 第一回松雲と清正との會見

惟政の清
正訪問

僧將惟政、即ち松雲大師は、清正と講和するが爲めよりも、寧ろ清正の營中に入りて、其の情報を得んが爲めに。而して清正を誘拐して、小西行長等と葛藤を累ねしめ、且つは秀吉に反して、自立せしめんが爲めに、三回清正の陣を訪問した。此は何れも明將劉綎の意を承けて、赴きたるは云ふ迄もない。

惟政の妄
認

僧侶は妄語せずとの誦があるが、松雲は徹頭徹尾妄語した。正南なる清正は、松雲を塵外の高僧として、彼を崇信し、殆んど一切の機密を語つた。而して松雲は、清正の崇信を濫用して、悉く之を敵情偵察の用に供した。

最初の會
見

最初の會見は、文祿三年四月であつた。場所は西生浦であつた。

喜八(所謂る清正の副將)問曰、君等從何處來、又何如僧也。答曰、自督府(劉綎)營下、兼承都元帥(金命元)命令來矣。

右譯文

喜八(所謂る清正の副將)問て曰く、君等何れの處より來る、又た何如なる僧ぞ。答へて曰く、督府(劉綎)營下より、兼ねて都元帥(金命元)の命令を承けて來る。

惟政出鱈
目

清正は既に劉綎とは、數回書信を往復して居たのだ。

伴僞語曰、年纔十六七、仕於朝。自十八歳避世、去隱于金剛山、晦跡養神。中年入大明、與督府有素。今遭汝兵。督府領兵出來、召我、故我出住于督府營下。他無可信之人、故令送于汝陣、與論將來和諧之意耳。

右譯文

伴僞り語りて曰く、年纔に十六七、朝に仕ふ。十八歳より世を避け、去て金剛

山に隠れ、跡を晦して神を養ふ。中年大明に入り、督府と素あり。今ま汝の兵に遭ふ。督府兵を領して出で来り、我を召す、故に我れ出で、督府の營下に仕まる。他に信すべきの人無し、故に汝の陣に送り、與に將來和諧の意を論せしむるのみ。

推政講和
真相を得

松雲は此の如く出鱈目を吐いた。而して彼は未だ清正に面會せざるに、蚤くも講和條件の真相を攫み得た。

問曰、日本出来小西飛、今在何處。答曰、不知小西飛爲人也。倭以書示曰、小西飛與沈遊擊、同入大明者也。問曰、君等自督府而來、則何不知沈事云耶。因書示與天子結婚、割朝鮮四道兩條。曰、此沈遊擊、行長講和事也。何以云不知耶。答曰、此沈行講和事、則萬無成事之理。

右譯文

問て曰く、日本出来の小西飛は、今ま何れの處に在る。答へて曰く、小西飛

の人と爲りをし知らざるなり。倭書を以て示して曰く、小西飛は沈遊擊と與に、同じく大明に入るものなり。問て曰く、君等督府より來る、則ち何ぞ沈の事を知らずと云ふ耶。因りて天子と結婚し、朝鮮四道を割くの兩條を書して示して曰く、此れ沈遊擊、行長講和の事なり。何を以て知らずと云ふ耶。答へて曰く、此の沈行講和の事、則ち萬に成事の理無しと。

日本人の
單純

日本人は朝鮮人よりも單純だ。彼等はお出會がしらに、已に重なる條件を説示した。而して松雲等が清正との問答は、左の如しだ。

清正松雲
問答

清正推門出来、見我(松雲)先慰遠行、而後問曰、沈遊擊事云何不成耶。我等觀其賊喜彼不成之心、欲摘其情。答曰、沈事萬々不成也。

右譯文

清正門を推して出で来り、我(松雲)を見て先づ遠行を慰し、而して後ち問て曰く、沈遊擊の事何ぞ成らずと云ふ耶。我等其の賊彼れの成らざるを喜ぶの心

を觀て、其の情を摘せんと欲す。答へて曰く、沈の事萬々成らざるなり。

松雲に觀破せらる

清正の心底は、夙に松雲に觀破せられた。而して彼は清正よりして、全き講和條件の明示を得た。

清正講和條件明示

副將喜八自清正處而來、示沈遊擊講和條辭曰、此成不成事、細々答示可也。其條曰、

- 一 與天子結婚事。
 - 一 割朝鮮屬日本事。
 - 一 如前交隣。
 - 一 王子一人、入送日本永住事。
 - 一 朝鮮大臣大官入質事。
- 五件事也。

右譯文

副將喜八清正の處より來りて、沈遊擊の講和の條辭を示して曰く、此の成不成の事、細々答示して可なり。其の條に曰く、

- 一 天子と結婚の事。
- 一 朝鮮を割き日本に屬する事。
- 一 前の如く交隣す。
- 一 王子一人、日本に入送して永住する事。
- 一 朝鮮の大官大臣入質の事。

五件事の事なり。

惟政のブダロバガン

松雲が此に就て、講和の不可行を答へたのは勿論だ。彼は此れと同時に、明及び朝鮮側の大きなブダロバガンダを爲した。

清正又書示曰、督府(劉逵)縁何移陣于全羅道耶。答曰、天兵數十萬、多住于全羅沿海各官、故總府欲爲調兵。而南原乃道路之中、茲移營陣、兼領

全羅慶尙二道兵一耳。又書示曰、督府時年幾歲。答曰、時年三十三矣。又書示曰、平安、永安、忠清、京畿四道、則天將何人領兵耶。答曰、宋經略李提督、曾已回兵、而願侍郎(名養謙)統率諸將兵三十餘萬、已到平安道、兼領四道兵一耳。

右譯文

清正又書示して曰く、督府(劉綎)何に縁て陣を全羅道に移す耶。答へて曰く、天兵數十萬、多く全羅沿海の各官に住す、故に總府調兵を爲さんと欲す。而して南原は乃ち道路の中、茲に營陣を移し、兼ねて全羅、慶尙二道の兵を領するのみ。又書示して曰く、督府の時に年幾歲ぞ。答へて曰く、時に年三十三。又書示して曰く、平安、永安、忠清、京畿の四道は、則ち天將何人か兵を領する耶。答へて曰く、宋經略李提督、曾て已に兵を回し、而して願侍郎(名は養謙)諸將の兵三十餘萬を統率し、已に平安道に到り、兼ねて四道の兵を領するのみ。

松雲甘辭

松雲は更らに清正に向つて、左の如き甘辭を投じた。

督府每與我等一言曰、西生(西生浦)陣將清正、世守地方官後裔、加以豪傑人也。如何見麾下於如關白庸人之下。若住於異國、至於此極、常爲上官慨嘆而已。清正微笑而不答。

右譯文

督府毎に我等と與に言て曰く、西生(西生浦)の陣將清正は、世守の地方官の後裔にして、加ふるに豪傑の人を以てす。如何ぞ關白の如き庸人の下に麾せらる。若し異國に住せば、此極に至らんと、常に上官の爲めに慨嘆するのみ。清正微笑して答へず。

行長に對する惡感挑發

而して行長に對する惡感を挑發す可く、左の如く云うた。

王子放送之功、在於上官、則督府(劉綎)獨知。而大明及朝鮮、皆不知上官之

功也。何以然耶。平行長與我國耀功曰、王子君則我令清正放送、而非我則難放也。清正微笑曰、王子君在、我手、行長又何言。行長只令沈遊擊偕往一耳。

右譯文

王子放送の功は、上官に在り、則ち督府(劉綎)獨り知る。而して大明及び朝鮮、皆上官の功を知らざるなり。何を以て然る耶。平行長我國の與に功を耀して曰く、王子君は則ち我清正をして放送せしめん、而かも我に非ざれば、則ち放ち難きなり。清正微笑して曰く、王子君は我手に在り、行長又は何を言はん。行長は只だ沈遊擊をして偕に往かしむるのみ。

清正の龍驤虎視

以上は、松雲が第一回の得物だ。而して吾人は如何に清正が、西生浦に在りて、龍驤虎視して居たかを、左の文字によりて眼中に髣髴せしむるよ。

仍觀賊勢、城基牢固、號令日新、軍需周給、生道有餘。或造層閣、或造

大屋。至於清正所居處、則滿堂華筵、繞以金屏、喫以美食。一呼而百諾俱至、威令生風。大有久住之計、小無渡海之勢。奢侈僭濫、有甚於王侯之狀。不勝痛憤。(以上 奮出舒難錄)

右譯文

仍ほ賊勢を観るに、城基牢固、號令日に新たに、軍需周給、生道餘りあり。或は層閣を造り、或は大屋を造る。清正居る所の處に至れば、則ち滿堂の華筵、繞らすに金屏を以てし、喫するに美食を以てす。一呼して百諾俱に至り、威令風を生ず。大に久住の計あり、小しも渡海の勢無し。奢侈僭濫、王侯よりも甚しきの狀あり。痛憤に勝へず。

とある。何人も之を讀み來りて、清正の英風を健ばぬものはあるまい。

【八九】第二回松雲と清正との會見

朝鮮清正を猜す

朝鮮人側では、清正の所謂講和五箇條なるものは、全く行長と沈惟敬との講和運動を妨害する爲め、故らに清正が難題を製造したものと、猜測する者が鮮くない。

清正所レ示講和五件事。謂レ是沈行之策云者、似レ不レ近理。惟敬以レ大明臣子、決不レ敢以レ賊奴求レ婚等語、奏請諸天朝上。此必清正自做レ兇言、阻レ遏和議之計。而封倭使辱レ命之後、此說一播。而惟敬之罪、百無レ可レ赦。惜哉。

〔喬忠紆羅錄〕

右譯文

清正示す所の講和五件事、是を謂つて沈行の策と云ふは、理に近からざるに似たり。惟敬は大明の臣子なるを以て、決して敢て賊奴の婚を求むる等の語を以て、諸れを天朝に奏請せず。此れ必ず清正自ら兇言を做し、和議を阻遏

するの計ならん。而して封倭使命を辱うするの後、此の説一播す。而かも惟敬の罪、百も赦すべき無し。惜い哉。

清正説示の條件は正眞正銘

果して此の通りであれば、沈惟敬は冤罪者で、清正が悪黨となつて居る。併し清正説示の講和條件は、秀吉より出で、秀吉が三奉行、及び小西を以て、所謂の明使に標示した正銘正文だ。固より行長も、惟敬も、百も承知の事である。現に行長と最も親密の間柄であつた、耶蘇會宣教師側に於ても、左の如く記して居るではない乎。

耶蘇宣教師に傳はる五箇條

- 第一條 朝鮮國八道の内、五(四)道を以て日本に割與す可し。
- 第二條 支那國王は、其女一人を日本に嫁し、之を以て妃と爲し、平和の約を固らし、兩國の交誼をして、益々懇篤ならしむべし。
- 第三條 日本支那の兩國間に、通商の道を開くべし。
- 第四條 支那朝鮮の兩國は、毎年若干額の貢物を、日本國の君主に捧げ、其

の屬國たるの徴となすべし。

第五條 此の回答を得る迄、双方戦争を休すべし。

使節は告別の謁見了り、再び其の國に歸つた。此の時太閤はドム・オーギユス

タン(小西行長)の將校の一人にして、多年堅固なる基督信者ナイトンドノ(内藤

殿、即小西飛騨守如安)を使節と共に、支那に遣つた。而して敵を威嚇し、必ず平和

の約款に調印せしめん爲め、朝鮮の海岸に、別に十二所の砲壘を造築し、五

萬の兵士を送り、従前朝鮮に滞陣した日本兵は、日本に回航せしめ、ドム・

オーギユスタンは、總軍指令として、再び朝鮮に赴いた。(クラセ日本西教史)

とある。此れは清正の條件よりも、更らに嚴重ではない乎。

要するに清正と、行長との相違は、前者は言葉通りに秀吉の意志を奉戴し、後

者は只だ講和を出来せしめんが爲めに、手品を使うたのだ。されば策士として

は、行長が成功者と云ふ可きであらうが、主將の命を辱かしめざる點に於ては、

清正には、一點の非難はない。

清正主將の命を辱かしめず

松雲再訪

松雲は文祿三年七月、重ねて清正を訪問した。而して彼は前度にも懲りず、尙ほ清正を誘拐せんことを勧めた。併し清正は、斷々乎として、其の手には乗らなかつた。否な却つて、

君等前日來レ此而去、何如レ此之久而還來耶。必與ニ行長等ニ潜通往來後、要ニ與誘誣ニ清正。故強爲ニ今來ニ耳。

右譯文

君等前日此に來りて去る、何ぞ此の如く久うして還り來る耶。必ず行長等と潜通往來の後ち、與に誘ひて清正を誣ん事を要す。故に強て今來るを爲すのみ。

と詰つた。而して又た、

且松雲去四月入來、誘ニ我等ニ安ニ過麥秋。今又來誘者、亦欲ニ收穫。西成之謀、豈真有ニ講和者ニ也。

右譯文

且つ松雲は去る四月入來し、我等を誘ひて麥秋を安過す。今又來りて誘ふは、亦た收穫を欲するならん。西成の謀、豈に眞に講和なるものあらんや。

松雲の遁
辭と釣出

と責めた。然も彼等は遁辭を設けて、其の然らざるを辯解し、更らに清正を誘拐す可く、飾辭を以て釣り出した。

李謙受(松雲と同行者の一人)、又欲起清正回戈之端、設辭而問曰、上官(清正)與關白、同起兵、關白有何德而爲王、清正有何惡而爲臣耶。答曰、清正與關白一村之人、清正少故不爲也。

右譯文

李謙受(松雲と同行者の一人)は、又清正が回戈の端を起さんと欲し、辭を設けて問うて曰く、上官(清正)關白と與に、同じく兵を起せるに、關白何の德あり

て王と爲り、清正何の惡ありて臣となれる耶。答へて曰く、清正關白と與に一村の人にして、清正少きが故に爲ざるなり。

明白の返
答

如何にも明白な返答だ。此れは清正でなく、其の所謂る副將喜八の返答だ。今者清正、若欲圖關白、則督府一力擔當、易如反掌。此事如何。喜八黙而良久曰、此不可也。關白已爲關白、清正爲下將。我國之法、下不爲上也。

右譯文

今ま清正、若し關白を圖らんと欲せば、則ち督府一力擔當し、易きこと掌を反するが如し。此の事如何。喜八黙して良久うして曰く、此れ不可なり。關白は已に關白たり、清正は下將たり。我が國の法、下、上と爲らざるなり。

好漢喜八

如何にも秋霜烈日の趣がある。喜八は何人であるか知らざるも、良に清正の部下たるを辱しめざる、好男兒と云はねばならぬ。

清正松雲
再會見

及暮喜八、引松雲、李謙受、蔣希春、及通事金彦福等、入于清正處。則清正先坐於堂中、與僧倭日眞等三人對話。引我等一列坐。我以督府(劉綎)書給清正、清正使僧倭輩開見。後清正執筆以日本之書、書給僧倭、僧倭以此國書、書示我等。其辭曰、一、前日與天子結婚事如何。一、朝鮮王子一人入送日本事如何。一、割朝鮮四箇道屬日本事如何。一、朝鮮大臣入質日本事如何。一、如前交隣如何。又如二條曰、大明一人入質事如何。一、大明則以何物爲日本通信乎。

右譯文

暮に及びて喜八、松雲、李謙受、蔣希春、及び通事金彦福等を引て、清正の處に入る。則ち清正先づ堂中に坐し、僧倭日眞等三人と與に對話す。我等を引いて列坐せしむ。我督府(劉綎)の書を以て清正に給す、清正僧倭輩をして開き見せしむ。後ち清正筆を執り日本の書を以て、書して僧倭に給す、僧倭此の國書を以て、書して我等に示す。其の辭に曰く、一、前日天子と結婚の事如何。一、

朝鮮王子一人日本に入送する事如何。一、朝鮮四箇道を割きて日本に屬する事如何。一、朝鮮の大臣日本に入質の事如何。一、前の如く交隣如何。又た二條に曰ふが如く、大明一人入質の事如何。一、大明は則ち何物を以て日本に通信を爲す乎。

松雲等の
目的

清正の講和問題に關する態度は、始終一貫であつた。否々寧ろ愈よ前議を固執するの強硬を示した。然も松雲等の目的は、講和にあらずして、清正誘拐にあつた。然らざれば、清正と行長とを離間するにあつた。然らざれば、敵情偵察にあつた。故に彼等は清正と、眞面目に講和問題を論議するを、欲しなかつた。されば彼等と清正との問答は、双方の意志が、斯く齟齬して居たから、毫も喰ひ合はなかつたのだ。

益す清正
を協助す

答曰、督府心事、與前五條甚不同。遂以片紙書示曰、督府心事則以爲、上官以豪傑之人、甘爲關白之下人、實自慨然。欲奏天子、以上官封爲

日本關白、以レ兵助ち之耳。

右譯文

答へて曰く、督府の心事、前五條と甚だ同じからず。遂に片紙を以て書示して曰く、督府の心事は則ち以爲らく、上官は豪傑の人を以て、甘んじて關白の下人と爲る、實に自ら慨然たり。天子に奏し、上官を以て封じて日本關白と爲し、兵を以て之を助けんと欲するのみ。

斯る見當違ひの煽動には、清正も挨拶に窮したであらう。

清正敵の不信を責む

清正曰、往在安邊與京城、唐使馮叔紘(仲纒)兵部袁老爺(袁黃)持牒求和。一來一往、後無黑白。日本被欺一也。遊擊(沈惟敬)等以和自誓、使我退下、出大明。今已累歲、迨無決言。日本被欺二也。王子送還時、多有所約、一去而絕無音信。日本被欺三也。有此三不信、汝等亦欲欺我而來也。

右譯文

清正曰く、往に安邊と京城に在りしとき、唐使馮叔紘(仲纒)兵部袁老爺(袁黃)牒を持して和を求む。一來一往、後ち黑白無し。日本欺かる、一なり。遊擊(沈惟敬)等和を以て自ら誓ひ、我をして退下せしめ、大明に出入す。今ま已に累歲、決言無きに迨ぶ。日本欺かる、二なり。王子送還の時、多く約する所ありしに、一たび去りて絶て音信無し。日本欺かる、三なり。此の三の不信あり、汝等亦た我を欺かんと欲して來れるや。

松雲の甘き取成し

如何にも尤もな次第だ。然も松雲は甘く取り成した。

清正曰、汝國、一松雲無僞。其餘皆詐僞也。

右譯文

清正曰く、汝の國、一松雲僞り無し。其餘は皆詐僞なり。

と。然も焉んぞ知らん、其の松雲が、當初より清僧の假面を被りて、清正を欺

松雲萬語
の止め

騙す可く來らんとは。而して松雲が千言萬語も、
清正曰、此五條事、是關白之命。不可不成。

右譯文

清正曰く、此の五條の事、是れ關白の命。成さざる可からず。

の一句にて、其の止めを刺した。此に於て如何に清正の外交が、眞率であり、
單純であり、一本調子であつたことが判知る。

清正の本
音

清正艷然曰、行長義智等、不_レ過_二絶島中賣鹽之人_一。初犯_二平安_一時、處々淹留、
延_レ時引_レ日、茲致_レ失_二王之處_一。曠日持久、終見_二平壤之敗_一。又被_二唐人之欺_一、退
兵南下矣。如_レ我則揚_レ威、所_レ向戰無_レ不_レ克。至_二於北道_一、坐虜_二王子及諸大臣_一、
北邊諸將、能脫_二我手_一者誰也。深入_二胡地_一、擒殺屠戮、無_レ所不_レ至、而一無_二
敢越_一。去歲之夏、(文祿二年六月)、行長等攻_二陷晋城_一、幾_二乎自退_一、我則一舉而即捷。
汝等聞_二陷_一晋城_一者誰也。如使_二我軍向_二西_一、我當_二直到_二平安_一、倍_レ日追逐_上則

汝國臣民、雖_二忠義如山_一、將_レ不_レ能_レ捍_二衛汝王_一矣。今屯_二海隅_一、非_レ不_レ勝_二汝
國_一。只憐_二汝國生靈_一、強屯不_レ出、欲_レ俟_二汝國所_レ爲耳。

右譯文

清正艷然として曰く、行長義智等、絶島中の賣鹽の人に過ぎず。初め平安を
犯せる時、處々に淹留し、時を延べ日を引き、茲に王の處を失ふを致す。曠
日持久、終に平壤の敗を見る。又た唐人に欺かれて、退兵南下す。我が如きは
則ち威を揚げ、向ふ所戰うて克たざるは無し。北道に至り、坐ながら王
子及び諸大臣を虜にす、北邊の諸將にして、能く我手を脱するものは誰ぞや。
深く胡地に入り、擒殺屠戮、至らざる所無し、而かも一も敢て越ゆる無し。
去歲の夏、(文祿二年六月)行長等晋城を攻陷する、自ら退くに幾し、我は則ち一
舉して即ち捷つ。汝等晋城を陥れたる者は誰と聞きしや。如し我軍をし
て西に向はしめば、我れ當に直に平安に到り、日を倍して追逐すべし。則ち
汝が國の臣民、忠義山の如しと雖も、將に汝の王を捍衛する能はざらんとす。

今や海隅に屯するは、汝の國に勝たざるに非ず。只だ汝の國の生靈を憐み、強て屯して出でず、汝の國の爲す所を俟たんと欲するのみ。

清正不平の爆發

此れは清正の本音だ。彼は實に行長、義智の、當初より明國や、朝鮮側と妥協のみを専務として、却て戰機を逸したるに、千萬無量の遺憾を懷いて居た。而して其の不平が端なく、松雲との對話の際に爆發したのだ。

【九〇】小西行長の對抗運動 (一)

小西等の露化の皮暴

劉綎と清正との往復書簡や、松雲と清正との對話や、少からざる驚慌を、講和運動者たる沈惟敬、及び小西行長の間に惹起した。何となれば彼等の尻毛は、何時の間にやら暴露せられ、彼等の化の皮は、他人の前に剥がれ、晒さるゝの

行長清正を秀吉に護せんとす

右譯文

危険に陥つたからだ。されば彼等としては、是非之に對抗する運動を、必要とするのだ。乃ち文祿三年四月、小西行長の劉綎に答ふる書中の一節に曰く、

清正通朝鮮者、蓋不_三是妨_二兩國之大事_一乎。故僕欲_三速奏_二太閤殿下_一、庶幾賜_二清正之書_一、之爲_レ驗。若暗奏_二此事殿下_一、爭信_レ之乎。是以云_レ爾。(宣祖實錄)

清正朝鮮に通ずるものは、蓋し是れ兩國の大事を妨げざる乎。故に僕速に太閤殿下に奏せんと欲す、庶幾くは清正の書を賜ひ、之れを驗と爲さん。若し暗に此の事を殿下に奏するも、争でか之を信せん乎。是を以て爾か云ふ。

證據物件を求む

惟ふに劉綎は、豫てよりそりの合はざる清正と、行長とを喧嘩せしむ可く、其の間に水をさしたのであらう。行長は自ら疵持つ脚に心驚き、寧ろ先じて清正の罪過を秀吉に讒す可く、其の證據物件として、清正の劉綎に與へた書簡の提供を劉綎に求めたのだ。

清正と交
渉に付行
長の不平

今者平行長等、已知_レ往來(清正と松雲、李謙受等との間に於て)之事。上_レ書於慶尙監司、大槩以爲、出_レ王子、非_レ清正所_レ爲、乃行長所_レ爲。何故不_レ爲_レ議_レ和於我輩_レ乎。事甚可_レ駭。今亦不_レ欲_レ入來、而但此事所_レ當_レ相報、故之言。今後往來事、千萬勿_レ使_レ義智等知_レ之、可也。〔宣祖實錄〕

右譯文

今_レま平行長等、已_レに往來(清正と松雲、李謙受等との間に於て)の事を知る。書を慶尙監司に上り、大槩以爲らく、王子を出せしは、清正の爲す所に非ず、乃ち行長の爲す所なり。何が故に和を我輩に議することを爲さざる乎と。事甚だ駭くべし。今_レま又た入來を欲せず、而かも但だ此の事當に相報すべき所、故に之を言ふ。今後往來の事、千萬義智等をして之を知らしむこと勿くんば、可なり。

朝鮮の清
行長難
同の小策

此_レは文祿三年八月附にて、備邊司の朝鮮國王に啓したる一節だ。而して備邊司は、更らに曰く、

賊將(清正)聞_レ此言、若欲_レ見_レ其書、則十襲堅封、令_レ李謙受往示_レ之。使_レ兩賊(清正と行長)自相疑貳、亦一策也。〔同上〕

右譯文

賊將(清正)此の言を聞き、若し其の書を見んと欲せば、則ち十襲堅封し、李謙受をして往て之を示さしめよ。兩賊(清正と行長)をして自ら相疑貳せしむるも、亦た一策なり。

と云うて居る。朝鮮人が行長、清正の間をかき廻はして、其の小策を弄する、亦た至れりと云はねばならぬ。

清正軍の
言説

大明初許_レ封貢、天使出來不_レ遠。適清正之軍、往_レ來劉總兵營中、言説以爲、行長等實無_レ請和之意、不_レ久將_レ起_レ兵犯_レ順云々。以此、總兵傳_レ報遼東、皇朝知_レ之、深責_レ沈遊擊。極力辯_レ之、而朝廷尙未_レ深信、至今遲留不_レ決。〔同上〕

右譯文

大明初め封貢を許す、天使出來遠からず。適く清正の軍、劉總兵の營中に往來し、言説して以爲らく、行長等實は請和の意無し、久からずして將に兵を起して順を犯さんとす、云々。此を以て、總兵報を遼東に傳へ、皇朝之を知り、深く沈遊撃を責む。極力之を辯ずるも、而かも朝廷尙ほ未だ深く信せず、今に至りて遲留決せず。

此れ誤謬なり

此れは文祿三年九月附、備邊司の啓だ。清正は只だ眞面目に講和條件を打出したのだ。行長等請和の意なしとか、兵を起し順を犯すとは、全く朝鮮人側のおまけだ、決して清正の所言ではない。併し此の條件の丸出しには、明廷が冊封使を派遣するに遂巡したのも、尤である。沈惟敬も定めて閉口したであらう。然るに備邊司は、尙ほ此に附け乗りて、

清正行長離間は緊切の事

此乃清正所爲云、以激行長等之心。又令李謙受言、行長向清正、憤恨之意、以激清正之怒。此乃今日緊切事機。(同上)

右譯文

此れ乃ち清正の爲す所と云ひ、以て行長等の心を激し。又た李謙受をして行長清正に向つて憤恨の意を言はしめ、以て清正の怒を激せしむ。此れ乃ち今日緊切の事機なり。

と献策して居る。

清正行長を盡滅せんとすとの事

今日、寮、問賊中(清正陣中)事情惟政、……其欲講和者、似出於至誠。故詳細探問、則曰、當初首唱兇謀、與其妻父行長、作爲先鋒、來賊備國者、平義智也。及到平壤、大敗奔還、至於晋州之戰、亦見債敗、得罪於關白者甚大。其罪將至不測、決無還入日本之理。故敢與大明約和、而此又不復得。故又欲與備國釋怨謀和、吾不勝痛憤。吾欲先與備國爲好、若決一言、則吾常則爲捲還、報關白。仍令行長等盡爲撤歸、則彼不敢入、將無死所。此時、可下以盡滅兇賊、(行長、義智)以報備國之讎。吾則自初護送

王子、無_レ結_レ怨之事、豈與_レ行長等殘_二滅_一備國之徒_ト同乎。吾意在_レ此、備須_二善圖_一、云々。〔同上〕

右譯文

今日、寮、賊中(清正陣中)の事情を惟政に問ふ、……其の講和を欲するものは、至誠より出づるに似たり。故に詳細探問すれば、則ち曰く、當初兇謀を首唱し、其の妻父行長と先鋒を作爲し、來りて備の國を賊するものは、平義智なり。平壤に到るに及び、大敗して奔り還り、晋州の戰に至りても、亦た債敗せられ、罪を關白に得るもの甚だ大なり。其の罪將に不測に至らんとす、決して還りて日本に入るの理無し。故に敢て大明と和を約して、而かも此れ又た得ず。故に又た備の國と怨を釋て和を謀らんと欲す、吾れ痛憤に勝へず。吾れ先づ備の國と好を爲さんと欲す、若し一言に決せば、則ち吾れ當に則ち捲還を爲し、關白に報ずべし。仍は行長等をして盡く撤歸を爲さしめば、則ち彼れ敢て入らず、將に死所無からんとす。此の時、以て盡く兇賊(行長、義智)を滅し、以て

備の國の讎を報ずべし。吾れ則ち初めより王子を護送し、怨を結ぶの事無し、豈に行長等の備が國を殘滅するの徒と同じからんや。吾意此に在り、備須らく善く圖るべし、云々。

斯る印象を與へし

清正の憤憤を以て

是れ果して清正の所説である乎。如何に彼等が互ひに仲悪しとは云へ、敵國の代表者に向つて、斯る言を做すとは、餘りに私情を以て、公事に殉ふるではあるまい乎。されば吾人は之を以て、未だ必ずしも清正の所言とは信せぬ。併し少くとも斯る印象を、松雲等に與へたことは、疑を容れぬのだ。松雲等も故らに清正の語らぬ説話迄も、捏造する必要はないのだ。固より通譯の不充分なるが爲めに、双方の誤解もあつたであらう。又た先入の主意あるが爲めに、勝手な解釋を加へたこともあらう。併し少くとも清正の談話が、斯る印象を松雲等に與へたのは、疑を容れぬ。鹿を追ふの獵師は山を見ずだ。清正の小西等に對する平昔の鬱憤は、恐らくは松雲等の爲めに刺戟、煽揚せられて、

覺えず口を衝いて出で來つたのであらう。

【九二】小西行長の對抗運動 (二)

行長清正
標示條件
打ち消し
易む

行長等は百方、清正の標示したる講和條件を、打ち消さんと勗めた。此の事の成否は、彼等に取りて必生必死の大事だ。彼等が死物狂ひとなりて、此の事に努力したのは當然だ。文祿三年十一月附にて、行長は朝鮮側の代表者に會見を申し込んだ。

行長の朝
鮮代表者
會見申込

平行長、通書于金應瑞、欲見更事之人、與之議事。應瑞使李弘發入往。則平調信、平義智、仙蘇、竹溪等、辟左右謂曰、南蠻琉球皆是外夷、而奉貢稱臣於大明。日本獨爲棄國、未參其列。前以此意請朝鮮、欲達于大明。而朝鮮牢不肯許、不得已舉兵出來。及至天兵之出、聞沈惟

敬講和之言、退在于此、而迨無黑白。兩國相持、退去無期、貴國其何堪耶。

右譯文

平行長、書を金應瑞に通じ、更事の人に見えて、之と事を議せんと欲す。應瑞李弘發をして入往せしむ。則ち平調信、平義智、仙蘇、竹溪等、左右を辟け謂て曰く、南蠻琉球皆外夷なり、而して貢を奉じ臣を大明に稱す。日本獨り棄國たり、未だ其の列に參せず。前きに此の意を以て朝鮮に請ひ、大明に達せんと欲す。而かも朝鮮牢として肯て許さず、已むを得ず兵を擧げて出で來る。天兵の出づるに至るに及び、沈惟敬講和の言を聞き、退いて此に在り、而かも黑白無きに迫る。兩國相持し、退去の期無し、貴國其れ何ぞ堪へんや。

卑屈の申分

如何にも卑屈なる申分だ。之を清正の言に比すれば、天淵も管だならずだ。

封爵を求む

貴國若以_二此意_一、傳_二達於天朝_一、特遣_二天使_一、許_レ賜_二封爵_一、則志願畢矣。即當_二撤歸_一、貴國人無_レ遺刷還。軍糧穀種亦當_二優送_一。不_レ然、則明年正月、關白親領_二兵出來_一、直入_二大明_一、定_レ計矣。

右譯文

貴國若し此の意を以て、天朝に傳達し、特に天使を遣はし、封爵を賜ふを許さば、則ち志願畢る。即ち當に撤歸すべく、貴國人遺す無く刷還せん。軍糧穀種、亦た當に優送すべし。然らずんば、則ち明年正月、關白親ら兵を領して出で來り、直ちに大明に入り計を定めん。

懲通と威嚇

此れは朝鮮を懲通して、日本の爲めに、封爵を乞はしめんとするのだ。而して左なくば朝鮮を擧げて、交戦の衢とする旨を以て、威嚇したのだ。

清正を譏誣す

仄聞、清正傳_二語於貴國_一曰、結_二婚天朝_一、割_二地貴國_一、然後退去。此則本非_二關白之意_一。而私自作_レ言、沮_二此和議_一。(以上 宣祖實錄)

右譯文

仄かに聞く、清正語を貴國に傳へて曰く、婚を天朝に結び、貴國を割地し、然して後ち退去せんと。此れ則ち本と關白の意に非ず。而かも私かに自ら言を作し、此の和議を沮むなり。

盜人猛け猛げし

盜人猛けくしとは、此の事だ。彼等自から封爵杯と、秀吉が夢にも思はぬ事を案出して、却て清正が秀吉の本志たる結婚、割地の事を傳へたるを以て、虚妄となす。横著も、狡猾も此處に至つて極ると云はねばならぬ。然れども是れ實に行長等が、窮餘の窮策とすれば、若干尋酌す可きだ。更らに文祿三年十一月附にて、柳川調信は、答書を朝鮮側に送つた。

調信國書を朝鮮に送る

……行長謂曰、以_レ小事_レ大、乃天地道理也。細流歸_レ海、衆星拱_レ辰者、是也。故吾太閤殿下、先_レ是差_二釋仙巢及調信_一、求_二登庸_一、貴國不_レ應焉。其翌年、欲_二借_レ路直訴_二天朝_一、貴國遮_レ路。……此時、天將沈遊擊來_二要_二講和_一、因_レ妓、不_レ能_二過_二鴨

綠江。翌年正月、號貴國反間變。和。……吾諸將猶以事大之意、不復其怨、再寄書沈遊擊、求講和。提督李老爺(李如松)號天使、差謝用梓徐一貫於日本。行長導二天使、赴太閣殿下名護屋之營、直聞太閣殿下口中語歸矣。……行長熟聞之、貴國取何人之言乎。與劉總兵同口阻和好。……貴國及劉總兵、強阻和好、回命愈遲延矣。天朝若不許請事、飛驒(小西飛驒)空手歸、則貴國豈平安耶。……太閣雖有賢智清正、命愚昧行長、待回命。因茲、軍門老爺書契、往來于行長之營、未聞往來于清正之營。是亦不審々々。……上來盡是行長之言也。

講和妨害者を責む

右譯文

……行長謂て曰く、小を以て大に事ふ、乃ち天地の道理なり。細流海に歸し、衆星辰に拱ふもの、是れなり。故に吾が太閣殿下、是より先きに釋仙巢及び調信を差して、登庸を求む、貴國應せず。其の翌年、路を借りて直に天朝に訴へんと欲す、貴國路を遮る。……此の時、天將沈遊擊來りて講和を要む、茲に因

りて、鴨綠江を過ぐる能はず。翌年正月、貴國反間して和を變せんと號す。……吾が諸將猶ほ事大の意を以て、其の怨を復さず、再び書を沈遊擊に寄せ、講和を求む。提督李老爺(李如松)天使と號し、謝用梓徐一貫を日本に差す。行長二天使を導きて、太閣殿下の名護屋の營に赴き、直に太閣殿下口中の語を聞て歸る。……行長熟ら之を聞き、貴國何人の言を取る乎。劉總兵と同口和好を阻む。……貴國及び劉總兵、強て和好を阻み、回命愈々遅延す。天朝若し請事を許さず、飛驒(小西飛驒)手を空うして歸らば、則ち貴國豈に平安ならんや。……太閣賢智の清正ありと雖も、愚昧の行長に命じ、回命を待たしむ。茲に因りて、軍門老爺の書契、行長の營に往來し、未だ清正の營に往來せるを聞かず。是れ亦た不審々々。……上來盡く是れ行長の言なり。

朝鮮に向つて厭味

是れ朝鮮が劉總と與に、清正の言を聽て、講和運動の妨害を爲すを詰責したのだ。賢智清正、愚昧行長の句の如きは、全く朝鮮人に向て、厭味を吐いたのだ。

羅江戒底
母と金應
瑞會見談
許貢の事

更らに文祿三年十一月附にて、行長の副將羅江戒底母と、右兵使金應瑞との會見談が、宣祖實錄に掲録されて居る。此れは頗る長文であるが、其の要領は、倭使曰、大明許貢之事、已爲准定、而聞朝鮮極陳不可之意、而更爲請兵。故我上官等、尤欲見朝鮮上官矣。兵使曰、皆此虛傳也。我國則惟聽上國處置、豈有如此之理乎。但當初、沈遊擊馳奏曰、倭衆盡爲渡海、只一二陣留待、聖旨云々。而爾等至今不退、聖天子赫然震怒、還停成命。此果我國之故耶。

右譯文

倭使曰く、大明許貢の事、已に准定を爲す、而かも朝鮮極めて可ならざるの意を陳するを聞く、而して更に爲に兵を請ふ。故に我が上官等、尤も朝鮮の上官に見えんと欲す。兵使曰く、皆此れ虚傳なり。我が國は則ち惟だ上國の處置を聞く、豈に此の如きの理あらんや。但だ當初、沈遊擊馳奏して曰く、倭衆盡く爲に海を渡る、只だ一二陣留まりて聖旨を待つ、云々。而して

爾等今に至るも退かず、聖天子赫然震怒し、還て成命を停む。此れ果して我が國の故ならんや。

而して行長副將は、更らに左の如く語つた。

貿易の事
求婚割地之語、本不出於我等之口、亦非太閤之意也。我等雖不得親入進貢、而貢獻之物、因某地入送、則亦大幸矣。

右譯文

求婚割地の語、本と我等の口より出でず、亦だ太閤の意に非ざるなり。我等親しく入りて進貢するを得ずと雖も、而かも貢獻の物は、某地に因りて入送せば、則ち亦だ大幸なり。

白々敷虚
言なり

如何にも白々敷虚言を並べたものだ。彼等は直接貿易の件さへも讓歩して、他の方便を以て貿易さへ出来れば、大幸としたのだ。

日本の上將

兵使曰、爾輩之中、上將其誰耶。倭使曰、以職次言之、竹島之將爲上。而太閤專委兵權於行長、故凡軍務、行長主之。

右譯文

兵使曰く、爾が輩の中、上將は其れ誰ぞや。倭使曰く、職次を以て之を言へば、竹島の將を上と爲す。而して太閤専ら兵權を行長に委す、故に凡ての軍務は、行長之を主る。

竹島の將とは、鍋島直茂の事乎。

更に清正を誹謗す

倭使問曰、朝鮮何以通問於清正、而不通於行長耶。清正處出入者、則乃是僧人、而懸玉貫、著紅帶云、必高官也。朝鮮雖使高官通問於清正、而清正不曾將此緣由、具報於太閤。且清正則別無所爲之事、只欲勸人之功而已。如得清正書札、告于太閤、清正必蒙顯戮矣。

右譯文

倭使問て曰く、朝鮮何を以て清正に通問して、而して行長に通せざるや。清正の處に出入するものは、則ち是れ僧人にして、玉貫を懸け、紅帶を著くと云へば、必ず高官なり。朝鮮高官を以て清正に通問すと雖も、而かも清正曾て此の緣由を將て、具さに太閤に報せず。且つ清正は則ち別に爲す所の事無く、只だ人の功を勸んと欲するのみ。如し清正の書札を得て、太閤に告げなば、清正必ず顯戮を蒙らん。

清正の書翰要求の理由
清正行長共に小丈夫

此れは正しく行長の意志を代表したものである。行長が同年四月、劉縱に向て、清正の書翰を與へんことを要求したのも、此の意味に他ならぬのだ。行長も、清正も、均しく秀吉の親信する大將ではない乎。彼等は日本に於ては、肥後を分けて、隣境の領主となり、朝鮮に於ては、兩先鋒となり、而して行長は熊川に、清正是西生浦に、互に喚べば響へんとする、近接の地に在りつゝ、何故に敵國側に向つて、自他の醜態を暴露する、此の如く甚しき乎。行長の小丈

夫たるは勿論、清正も亦た硜々乎たる田舎漢たるを免れぬではない乎。

第十九章 明朝鮮の講和促進運動

〔九二〕 沈惟敬の辯疏

講和問題
真相暴露
に就て
狼狽
敬に

講和條件真相の暴露に就て、狼狽したる者は、單に小西行長等のみではなかつた。其の相棒たる沈惟敬も、頻りに辯疏した様だ。今ま彼が朝鮮の都元帥金命元に與へたる書を見れば、彼は全く松雲、清正の往復問答を以て、松雲が故意に捏造して、講和を破壊せしめたものと言ひ倣して居る。此れは講和問題の破綻を來たした後、彼の一身の危険に瀕したる際の書簡であるが、亦た以て如何に彼が巧言飾辭、以て自から其の胡魔化しの痕を掩はんとしたる、苦心を見る可しだ。

惟敬朝鮮
の小策を
賣む

不レ期、貴國(朝鮮)謀臣策士、機智百端、間事迭出。内以ニ危言ニ激ニ怒于天朝、(明國)外以ニ弱卒ニ挑ニ釁于日本。至ニ于松雲一番説話、則又出ニ禮法之外。

右譯文

期せざりき、貴國(朝鮮)の謀臣策士、機智百端、問事迭出。内は危言を以て天朝(明國)を激怒せしめ、外は弱卒を以て釁を日本に挑まんとは。松雲一番の説話に至りては、則ち又た禮法の外に出づ。

惟敬と分て相當申

松雲の言を詰る

斯く朝鮮人が、明と日本の中間に於て、小策を弄した事を咎めたのは、沈惟敬としても、相應の申分がある。然も彼は一步を進みて、其曰、前驅伐大明、日割八道、國王親自渡海歸服。頃刻之間、二三其説。但知此言、可使國王動念矣。可激天朝發兵矣。獨不念貴國止有八道、若盡許之、又許國王親自渡海歸服、則貴國之宗社臣民、皆爲日本矣。又何取于二王子耶。老朽以爲、三尺之童、決不失信至此、清正雖橫、亦不放肆至此。

右譯文

其の曰く、前驅大明を伐つ、曰く八道を割き、國王親しく自ら海を渡り歸服すと。頃刻の間、其説を二三にす。但し知る此の言、國王をして念を動かしむべし。天朝を激して兵を發せしむべし。獨り貴國止だ八道を有するも、若し盡く之を許し、又た國王親しく自ら海を渡りて歸服するを許さば、則ち貴國の宗社臣民、皆日本たるを念はず。又た何ぞ二王子に取らんや。老朽以爲らく、三尺の童も、決して失信此に至らず、清正横なりと雖も、亦放肆此に至らじ。

然れども松雲造言に非ず

と云うて居る。併し此れは松雲の造言でもなければ、假託でもない。此れは秀吉の最初の一念だ。即ち朝鮮を先驅として、明國に入ると、朝鮮國王が日本に來朝して、臣屬の意を表する事とは、秀吉が對朝鮮外交の二要件であつたのだ。小西も、宗も、此の二要件を仕遂ぐる爲めに、周旋を命せられたのだ。若し疑あらば、沈惟敬は義智と、行長とに訊るがよい。

惟敬の狡
猾手段

されば清正が、慶長二年の春、松雲との對話に際して、此の事を語り、而して松雲が此の事を、又た有の儘に傳へたのは、當然の事だ。今更ら沈惟敬が之を妄なりと辯じ、併せて此れより脱化し來りたる、朝鮮四道分官、朝鮮王子人質等、又た此れより胚胎し來りたる、明王女來嫁等の諸條件を、塗糊し去らんとしたのは、寔に狡猾手段と云はねばならぬ。

惟敬七箇
條を知る

如何に沈惟敬が、辯疏するも、彼が秀吉の講和條件七箇條を、預り聞いたのは、事實だ。相違なき事實だ。福建巡按劉芳譽の上書中にも、左の文句がある。

明王女歸
嫁の件

往年遊擊將軍沈惟敬、進兵朝鮮之時、與倭連和。送倭之時、約送徐一貫、謝川梓於倭王。倭王與沈惟敬約曰、可送大明王女於日本也。若然則、大明王女爲倭王妃、而明年不往征、永々天地好。云々。而送之豈不痛乎。

右譯文

往年遊擊將軍沈惟敬、兵を朝鮮に進むの時、倭と連和す。倭を送るの時、徐一貫、謝川梓を倭王に送るを約す。倭王沈惟敬と約して曰く、大明王女を

日本に送るべきなり。若し然らば則ち、大明の王女は倭王の妃と爲り、而して明年往征せず、永々天地好し。云々。而かも之を送る豈に痛しからずや。

此れは福建巡按劉芳譽が、當時日本に居た朝鮮人、廉思謹の諜報によりて得たものだ。彼は更らに曰く、

惟敬の卑
諂

本兵(明國兵部省)述惟敬之言曰、彼國有天王女、欲獻當今。今思謹(朝鮮人廉思謹)之書、則直爲大明王女矣。是惟敬不過反辭以飾非耳。臣聞其在倭也、奴顏婢膝、隨聲附和。或以當今、本稱關白。而所云天王女、即思謹所報大明王女也。且書言婚姻、又言哀乞、則沈惟敬之卑諂、不不知何狀。

〔宣祖實錄〕

右譯文

本兵(明國兵部省)惟敬の言を述べて曰く、彼の國に天王の女あり、當今に獻せんと欲すと。今思謹(朝鮮人廉思謹)の書は、則ち直に大明の王女と爲す。是

れ惟敬辭を反して以て非を飾るに過ぎざるのみ。臣聞く其の倭に在るや、奴顏婢膝、隨聲附和す。或は當今を以て、本と關白と稱す。而して云ふ所の天王の女は、即ち思謙の報ずる所の大明の王女なり。且つ書、婚姻と云ひ、又た哀乞と言ふ、則ち沈惟敬の卑諂、何の狀たるを知らず。

明朝鮮皆
惟敬の表
裏反覆を
知る

此れにて沈惟敬の化の皮が、全く露呈したのだ。

沈惟敬は日本天皇の皇女を、大明皇帝の妃たらんことを、日本關白が請うたと、明の兵部省には復命したが。其の實は大明皇帝の皇女を、日本天皇の妃に進む可く、秀吉から要望せられたのだ。事實と惟敬の説とは、全く逆になつて居るのだ。而して此の表裏反覆の言動は、朝鮮人も、明國人も、心あるものは、皆知つて居た。

惟敬行長
識の非常

凡そ外交上には、掛引もあれば、媒妁口上もある。甲の意を、乙に傳へ、乙の意を、甲に傳ふるの際に於て、兩者の妥協、調停を希望する爲め、若干の調

秀吉の間
接げ加減

節を、其の仲介者になつて試みるは、決して珍らしき事ではなく、又た必ずしも悪しき事でもない。但だ沈惟敬や、小西行長の如き、七個條中の一個條さへも、剩さず抛擲して、却て何等縁故なき封爵の一事を以て、講和を成立せんと試みたのは、大膽とや云はむ、非常識とや云はむ、實に奇怪千萬の事だ。然も斯る奇怪千萬の事に致されて、其の初志を没却した秀吉の間拔け加減に至りては、實に沙汰の限りである。此に至りて彼も亦た、所謂の燒さが廻つたと云ふ可きであらう乎。魔がさしたと云ふ可きであらう乎。

【九三】 朝鮮側の非講和運動

朝鮮王の
講和反對

當時最も講和に反對したのは、朝鮮だ。朝鮮の中にて、最も講和に反對したのは、國王李昫だ。彼は詩を賦して曰く、

一死吾寧忍。

求和願不聞。

如何倡邪說。

敗義惑三軍。

〔混定錄〕

宋經略に釋然たり

と。されば彼は和議の主持者宋應昌に對しても、頗る釋然たらざるものがあつた。李如松に對しても然り、沈惟敬に對して尤も然りだ。

上曰、予言經略之過。雖未安、而其爲人、陰險且譎、見其氣象、察其舉措、則亦可知矣。〔宣祖實錄〕

右譯文

上曰く、予經略の過を言ふ。未だ安からずと雖も、而かも其の人と爲り、陰險にして且つ譎、其の氣象を見、其の舉措を察するに、則ち亦た知るべし。

是れ酷評なり

と云うて居る。此れは宋應昌に取りては、聊か酷評だ。惟ふに始中終、朝鮮と支那との利害關係を洞察し、此れが善後の措置を、計畫したものは、宋應昌を以て、尤とせねばならなかつた。彼の手腕は、當てにはならぬが、其の見解は

確實であつた。

李如松に對する評論

上曰、當初李提督、率三萬兵出來。見之有若天神。後見平壤事、以爲果如其人矣。至於求馬不即給、爲怒、且長驅直下、而不爲防後計。若賊潛出安州、以絶其後、則何以爲之乎。以此見之、非高將也。〔同上〕

右譯文

上曰く、當初李提督、三萬の兵を率ゐて出で來る。之を見るに天神の若きものあり。後ち平壤の事を見て、以爲らく果して其の人の如しと。馬を求めて即ち給せざるに至り、怒を爲し、且つ長驅直下して、而かも防後の計を爲さず。若し賊潛に安州に出で、以て其の後を絶たば、則ち何を以て之を爲さんや。此を以て之を見れば、高將に非ざるなり。

此れが李如松に對する評論だ。

沈惟敬

上曰、觀其爲人、多才有文藝、且有膽氣。出入賊中、如坦途、我國之人、

對する評論

必不_レ得_レ爲也。足_ニ以_レ做_レ事、足_ニ以_レ誤_レ天下之事、不_レ可_レ說之人也。宗社大賊、以_ニ沈之故_一、不_レ得_ニ擊退_一、又不_レ得_ニ復讐_一。皆以_ニ三寸舌_一、爲_ニ之祟_一也。(同上)

右譯文

上曰く、其の人と爲りを觀るに、多才にして文藝あり、且つ膽氣あり。賊中に出入すること坦途の如し、我國の人、必ず爲すを得ざるなり。以て事を做する足る、以て天下の事を談るに足る、説く可からざるの人なり。宗社の太賊、沈の故を以て、擊退するを得ず、又た復讐するを得ず。皆三寸の舌を以て、之れが祟を爲すなり。

非講和運動努力

此れが沈惟敬に對する評論だ。斯くの如く朝鮮國王は、明國側の講和論者を非難した。而して明廷に對して、最も非講和運動に努力した。其の一般は、金暉、崔瑩等の北京行によりて、之を知る事が能ふ。

廿二年(萬曆廿二年、)正月昭(朝鮮國王李昭)遣_ニ金暉等_一、進_ニ方物_一、謝_レ恩。禮部郎中何喬遠奏、暉涕泣言、倭寇猖獗、朝鮮束手受_レ刃者六萬餘人。(是れ恐くは晋州陷落の事を云ふ)倭語悖慢無_レ禮。沈惟敬、與_レ倭交通、不_レ云_ニ和親_一、輒曰_レ乞_レ降。臣謹將_ニ萬曆十九年中國被_レ掠人許儀(許儀倭の事ならむ)所_レ寄_ニ内地_一書、倭夷答_ニ劉綬(維)書_一、(清正の書ならむ)及_レ歷年入寇處置之宜、特勅急止_ニ封貢_一、詔_ニ兵部_一議。時廷臣交_レ章、皆以下_ニ罷_ニ封貢_一議、戰守爲_レ言。(明史)

右譯文

廿二年(萬曆廿二年、)正月昭(朝鮮國王李昭)金暉等を遣はし、方物を進め、恩を謝す。禮部郎中何喬遠奏す、暉涕泣して言く、倭寇猖獗、朝鮮手を束ねて刃を受くるもの六萬餘人。(是れ恐くは晋州陷落の事を云ふ)倭語悖慢にして禮無し。沈惟敬、倭と交通し、和親と云はず、輒ち降を乞ふと曰ふ。臣謹で萬曆十九年中國の掠れたる人許儀(許儀倭の事ならむ)の内、に寄する所の書、倭夷の劉綬(維)に答ふるの書、(清正の書ならむ)及び歷年入寇の處置之宜きを將て、特に勅して急に

封貢を止め、兵部に詔して議られんことを。時に廷臣章を交へ、皆封貢を罷むるの議を以てし、戰守言を爲す。

朝鮮運動
かす

果して此の通りとすれば、朝鮮の運動が、明廷の議を動かすに與りて、力大に居たことが判知る。

朝鮮七個
秀吉を知る

講和論の是非は、姑らく措き、苟も秀吉の七個條の條件を、其の儘に發表すれば、講和運動の根柢から顛覆するは、言ふ迄もない事だ。而して朝鮮人は、其の總てと云はざる迄も、其の梗概は之を知つて居た。而して明國側でも、恐らくは同様であつたらう。

朝鮮使の
支那政府
書に上れる

號名非慕也、恭順非其性也。此果甘心封貢、受約束而退者乎。雖其言初止如此、爲不足信。而況所要七件事、曰割地、曰封王、曰通貢、曰印額、曰蟒龍衣、曰冲天冠。而其一、欲效單于之於漢、悖慢無禮。所不忍詳而道也。言之、已播不可揜也。而說和者、獨摘封貢、告於當事

之地。今聞、秀吉所爲款表、且至矣。就令、表情復不越此、是必說和者。往來二年、賂誘多方、乃得姑貶其詞、而伊以其人得因捧表朝闕、恣觀上國、爲幸也。吁、其爲計慘矣。而堂々朝議、將或落伊計中、不亦痛乎。

〔崔嵬著「易集」〕

右譯文

號名は慕ふに非ざるなり、恭順は其の性に非ざるなり。此れ果して封貢に甘心し、約束を受けて退くものならんや。其の言初めは止だ此の如しと雖も、爲に信ずるに足らず。而かも況んや要する所の七件事、曰く割地、曰く封王、曰く通貢、曰く印額、曰く蟒龍衣、曰く冲天冠。而して其の一は、單于の漢に於けるに效はんと欲す、悖慢無し。詳に道ふに忍びざる所なり。之を言ふ、已に播いて揜ふ可からざるなり。而して和を説くものは、獨り封貢を摘りて、當事の地に告ぐ。今ま聞く、秀吉の爲る所の款表、且つ至る。就令ひ、表情復た此に越えざらしむるも、是れ必ず和を説くもの。往來二年、賂誘多方、

乃ち姑らく其の詞を貶するを得ん、而かも伊れ其の人表を朝闕に捧るぐに因りて恣に上國を覷ふを得るを以て、幸と爲すなり。吁、其の計たるや慘たり。而して堂々たる朝議、將に或は伊れが計中に落ちんとす、亦た痛ましからずや。

條件の眞相暴露

此れ謝恩使として、北京に赴ける金倅、崔壺等が連名にて、北京政府に上りたる文の一節だ。彼等は此の如く講和條件の眞相を暴露した。而して日本軍が釜山に屯するを以て、釜山は本來日本の植民地であり、西生浦に屯するを以て、西生浦は絶海の孤島であると、講和論者の辯疏するを駁して、

講和論者の辯疏反駁

小邦只於釜山鎮城外、設倭館、以便旅寓而已。……乃以釜山、爲倭人原據之地、則媒和者、信狡賊之言、而輒以註誤當事之地也。西生浦、在慶尙道左道蔚山郡治南五十里。非海中島坐、而其距倭國對馬島、比釜山左遠也。今以屯據之賊、爲若只在西生浦一處、西生浦爲若海中絶島、亦

媒和者之註誤也。〔同上〕

右譯文

小邦只だ釜山鎮城外に於て、倭館を設け、以て旅寓に便するのみ。……乃ち釜山を以て、倭人原據の地と爲すは、則ち和を媒するもの、狡賊の言を信じ、而かも轉じて以て當事の地を註誤するなり。西生浦は、慶尙道左道蔚山郡治の南五十里に在り。海中の島坐に非ず、而して其の倭國對馬島を距ること、釜山に比すれば左遠なり。今ま屯據の賊を以て、只だ西生浦の一處に在るが若く爲し、西生浦を海中の絶島の若く爲すも、亦た和を媒する者の註誤なり。

と云ひ。

媒和者皆隱焉

且賊所ニ要求、實有悖媢之情。至於口不レ忍道。復有ニ姓徐、姓謝ニ官、稱天使ニ入ニ賊巢、頗見ニ抑屈。特以レ計得ニ兩王子ニ以歸、而辱ニ天朝、則甚矣。然媒和者、壹皆隱焉。〔同上〕

右譯文

且つ賊の要求する所、實に悖慢の情あり。口に道ふに忍びざるに至る。復た姓徐、姓謝の二官あり、天使と稱して賊巢に入り、頗る抑屈せらる。特に計を以て兩王子を得て以て歸る、而して天朝を辱むる則ち甚だし。然も和を媒するものは、壹ら皆隠す。

朝鮮運動者目的を達せず

と云うて居る。彼等の北京に於ける運動は、實に至れり盡せりだ。されど兵部尙書大司馬石星が、本來の講和論者で、且つ明の神宗皇帝が、亦た本來の講和派であつたから、容易に其の目的を達するを得なかつた。

適、指揮胡密抄送行長手書。見有和親字、疑之以問徐謝兩生。推敬初以外女漢唐事公主。兩生諱之云、是夷語、息爭即和親也。經略(顧養謙)痛戒、入朝、勿言二字。〔兩朝平糶錄〕

右譯文

適は、指揮胡密行長の書を抄送す。和親の字あるを見て、之を疑ひ以て徐謝の兩生に問ふ。推敬初、外女を以て邪謀を作し、漢唐の兩生之を諱みて云く、是れ夷語、争を息むるは即ち和親なり。經略(顧養謙)痛く戒しめ、朝に入りて、二字を言ふ勿らしむ。

明國君臣一時を偷取せんとす

此の如く明國の君臣を擧げて、成る可く事實を正面に觀るを避け、只だ一時を偷取せんとする傾向があつたから。偶ま此の虚隙に乗じて、沈惟敬其の他の講和運動者が、其の志を逞うするを得たのだ。

【九四】 宋應昌の留兵許封の意見

明國側の輿論とも云ふ可きは、飽迄兵を進め、日本軍を全滅せしめ、若しくは

切國の輿論

宋應昌の
撤兵反對

更らに戦艦を派して、日本本土を擣き、其の本を絶つ可しと云ふの類であつた。然も其の主張者は、御史とか、地方官とか、比較的政治の樞機に關係少き者多く、皇帝及び當局の責任者は、講和談判の成立を奇貨として、撤兵を必需とした。そは人と財と、兩ながら窮したからだ。但だ朝鮮に於ける明國の代表者たる、經略宋應昌は、進兵に賛成せざるも、撤兵に反對した。彼は經權兩道を以て、日本に對す可しとした。即ち一方に兵を留め、他方に和を講ず可しとの意見だ。

應昌請留劉綎川兵、(四川兵)吳惟忠、駱尙志等南兵、合二滿遼兵、共萬六千上。聽縱分三布慶尙之大丘、月餉五萬兩、資之戶兵二部。先是、發帑給軍費、已累百萬。廷臣言、虛內實外非長策。請以所留川兵、命縱訓練、兵餉令本國自辨。(明史)

右譯文

應昌劉綎の川兵(四川の兵)、吳惟忠、駱尙志等の南兵に、滿遼の兵を合し、共に萬

六千を留めん事を請ふ。縦に聽き慶尙の大丘に分布し、月餉五萬兩、之を戶兵二部に資す。是より先き、帑を發して軍費を給し、已に百萬を累ぬ。廷臣言ふ、内を虚うして外に實つるは長策に非ず。請ふ留むる所の川兵を以て、廷に命じて訓練し、兵餉は本國をして自辨せしめん。

手短に其の成行を語れば、此の通りだ。而して宋應昌の意見は、實に左の如くであつた。

欸貢一事、其實借此賺倭。平壤之克、王京之出、釜山之歸、雖藉將士之力、而兵不厭詐、亦每用此著而陰助之。兵機宜密、難向人語。今日留兵防守、乃結局一緊要著、萬々不得已者、不復明言之。

(經略復國要編)

右譯文

欸貢の一事、其の實は此を借りて倭を賺かす。平壤の克、王京の出、釜山の

欸貢を以
て倭を賺
す

歸、將士の力を藉ると雖も、而かも兵は詐を厭はず、亦た毎に此の著を用ひて陰に之を助く。兵機宜しく密なるべし、人に向ひて語り難し。今日兵を留めて防守する、乃ち結局一緊要著にして、萬々已むを得ざるもの、之を明言せざるを得ず。

是彼等の本音なり

欸貢を以て倭を賺すは、實に彼等の本音であつた。彼等が平壤に於ける騙し打、京城撤兵後の追跡、一として然らざるはなかつた。返す返すも此の點に於ては、日本軍は莫迦を見たのだ。

應昌の撤兵不可論

審_ニ降倭供_一、稱_ニ關白實欲_レ建_ニ都朝鮮_一。有_レ窺_ニ犯内地根本_一、得_レ朝鮮上勝_レ如_ニ通貢_一。深責_レ平秀嘉_{（秀家）}。平行長等擅離_ニ王京之罪_一。夫關白雄心較昭著。何得_レ不_レ爲_ニ深思_一而遽然議_レ撤乎。

右譯文

降倭の供を審にするに、關白實に都を朝鮮に建てんと欲すと稱すと稱す。内地の根

本を窺犯し、朝鮮を得ることあらば通貢するが如きに勝る。深く平秀嘉（秀家）平行長等の擅に王京を離るゝの罪を責む。夫れ關白の雄心較や昭著なり。何ぞ深思を爲さずして遽然撤を議するを得んや。

此れは彼が、撤兵を不可とする理由だ。

同經權論

與_レ封與_レ貢、以_レ羈_ニ縻_一之、有_ニ何不可_一。但留守經也、封貢權也。守_レ經方可_レ行_レ權、無_レ經則無_レ權矣。

右譯文

封を與へ貢を與へて、以て之を羈縻す、何の不可あらん。但だ留守は經なり、封貢は權なり。經を守りて方に權を行ふべく、經無ければ則ち權無し。

秀吉の計畫と符合

此れは兵力を嚴にして、朝鮮を守り、以て日本をして恭順の實を、久しきに保たしむ可しと云ふにありて。秀吉が釜山一帯の沿海に築城して、以て和議の

成否如何を待つ可しとの計策と、彼我自から符合するものがある。

蓋朝鮮與中國、勢同唇齒、非若琉球諸國泛々之可比也。唇亡齒寒、自
レ古言レ之。休戚與共、是朝鮮爲我中國必不可レ失之藩離也。故臣嘗謂、朝
鮮、爲三藩遼保東喫緊屏翰。全羅慶尙、係朝鮮一國喫緊門戶。此乃臣之實言、非
誑語也。守全慶、則朝鮮可保無事、失全慶、則朝鮮危矣。守朝鮮、則
四鎮可保無事、失朝鮮、則四鎮危矣。今日禦倭之計、惟守朝鮮爲至要。
守朝鮮之全羅慶尙、則尤要也。能守全慶、是所以執簡御煩、扼吭拊背。
背。再或與封與貢、倭必知吾有備無隙可乘、反益堅其恭順之心。用レ力
既少、成功又多。完策也。〔同上〕

右譯文

蓋し朝鮮と中國とは、勢ひ唇齒に同じ、琉球諸國の若き泛々たるの比すべき
に非ざるなり。唇亡ぶれば齒寒しとは、古より之を言ふ。休戚與に共に、是
れ朝鮮は我が中國必ず失ふ可からざるの藩離たるなり。故に臣嘗て謂らく、

朝鮮は、三藩遼保東喫緊の屏翰たりの全羅慶尙は、朝鮮一國の喫緊の門戸たり。此
れ乃ち臣の實言にして、誑語に非ざるなり。全慶を守らば、則ち朝鮮無事を保
つべく、全慶を失はば、則ち朝鮮危し。朝鮮を守らば、則ち四鎮無事を保つ
べく、朝鮮を失はば、則ち四鎮危し。今日倭を禦ぐの計は、惟だ朝鮮を守る
を至要と爲す。朝鮮の全羅慶尙を守るは、則ち尤も要なり。能く全慶を守ら
ば、是れ簡を執りて煩を御し、吭を扼して背を拊つ所以。再び或は封を與へ貢
を與へば、倭必ず吾が備ありて隙の乘ずべき無きを知り、反て益々其の恭順
の心を堅うせん。力を用うるに少く、成功又た多からん。完策なり。

三國の地理的的關係

如何にも痛快なる論だ。支那人の立場から云へば、全く此の通りだ。
彼は又た朝鮮、日本、支那三國の地理的、軍事的關係に就て、左の如く云うた。
蓋朝鮮與三藩遼保山東、相距止是西南一海。若朝鮮、自釜山以至義州、陸行
止有遼左一路以抵山海、而水行有七路可達天津山東等處。若得順風、

近者一二日、遠者三五日、即達無甚難者。故此奴一得朝鮮、遽爲巢穴、分投入犯、特易々耳。吾禦於陸、而水路難支、吾禦於水、而陸路不免。三境動搖、京輔震懾、其患、有不可勝言者。關白之圖朝鮮、實所以圖中國、而我兵之救朝鮮、實所以保中國、非若救鄉隣闕者之比也。以是知朝鮮爲倭奴必爭之土地、爲中國必不可棄之外藩。〔宣祖實錄〕

右譯文

蓋し朝鮮は浦保山東と、相距る止だ是れ西南の一海。朝鮮の若きは、釜山より以て義州に至る、陸行止だ遼左一路以て山海に抵るあり、而して水行七路にして天津山東等の處に達すべきあり。若し順風を得ば、近きものは一二日、遠きものは三五日、即ち達する甚だ難きもの無し。故に此の奴一たび朝鮮を得ば、遽に巢穴を爲り、分投入犯する、特に易々たるのみ。吾陸に禦げば、而かも水路支へ難く、吾水に禦げば、而かも陸路免れず、三境動搖し、京輔震懾し、其の患、勝げて言ふ可からざるものあらん。關白の朝鮮を圖るは、實に中國を

應昌一隻眼あり

應昌の意見行はれ

圖る所以にして、我が兵の朝鮮を救ふは、實は中國を保つ所以なり、總隣の關ふ者を救ふが若きもの、比に非ざるなり。是を以て朝鮮は倭奴必争の土地と爲り、中國必ず棄つ可からざるの外藩たるを知らん。

洵に允當の見だ。而して此の見解よりして、我が明治二十七八年戦役は、出で來つたのだ。宋應昌が口の人で、手の人でなかつたが爲めに、彼の意見を蔑視す可きでない。彼は少くとも支那、日本、朝鮮三國の大局に就て、一隻眼を具へて居た。

但だ彼の留兵の意見は、明廷に容れられずして、彼も亦た疲困の餘り、其の職を罷られんことを乞うた。而して彼も李如松も、萬曆二十一年の秋冬の際には、朝鮮を去つた。

【九五】石星の撤兵許封の意見

石星の責
任自覺

宋應昌の留兵許封の意見に就て、半は賛成し、半は反對したのは、大司馬石星だ。彼は本來朝鮮救援の發頭人であつた。此れが爲めに明國は、莫大の兵を動かし、財を費した。彼は今更ら其の責任の重大なるを、自覺せぬ譯には參らなかつた。されば講和を以て、此の難題を打ち切る可しとは、彼としては餘儀なき結論であつた。

應昌と石
星の態度
比較

是時、石司馬一意主_レ歎、議_ニ撤兵省餉_一。而經略(宋應昌)以_ニ師老無_ニ成功_一、亦願_レ借_ニ倭退_一弛_レ擔。因_レ謬依_ニ違其間_一。然策_レ倭多_レ詐、每陳_レ兵難_ニ盡撤_一狀。陰事_レ歎、而諱_レ言_レ歎。〔皇明從信錄〕

右譯文

是の時、石司馬一意歎を主とし、撤兵省餉を議す、而して經略(宋應昌)師老て成功無きを以て、亦た倭の退を借りて擔を弛べんことを願ふ。因て謬つて其

の間に依違す。然るに倭を策るに詐はり多く、毎に兵の盡く撤し難きの狀を陳す。陰に歎を事とし、而かも歎を言ふを諱む。

應昌の病
處適中

所謂る陰に歎を事として、歎を言ふを諱むとは、全く宋應昌の病處に適中した言葉だ。而して石星其の人に至りては、陰にも陽にも、歎を事とするの他はなかつた。

星の許封
論

臣伏思_レ之、封虛號也、許_レ封虛事也。勒_レ之、盡退而後封、則朝鮮因以保全、士馬因以休息。實利也。〔神宗實錄〕

右譯文

臣伏して之を思ふに、封は虚號なり、封を許すは虚事なり。之を勒し、盡く退いて而して後に封ずれば、則ち朝鮮因て以て保全し、士馬因て以て休息す。實利なり。

都合よき
理窟

如何にも都合よき、理窟ではない乎。封王の名を以て、日本兵を朝鮮より撤退せしむるは、全く虚名を以て實利と交換するのだ。此れ以上の得策は、明に取っては、あるものでない。然も彼れ石星は、果して斯く我が思ふ様に、實際行はれ得可きものと、信じたのであらう乎。

許封不許
貢論旨

彼は封を許して、貢を許す可からずとした。其の論旨は左の通りだ。

倭情之可慮、在其窺竊内地也、而勾引爲奸也。今貢市嚴絶、則窺竊无由。禁約嚴明、勾引可杜。在彼有不測之情、在我無可乘之際。制人之術、端不外此。〔神宗實錄〕

右譯文

倭情の慮るべきは、其の内地を窺竊し、而して勾引奸を爲すに在るなり。今貢市嚴絶せば、則ち窺竊由なし。禁約嚴明なれば、勾引杜ぐべし。彼に在りて不測の情あり、我に在りて乗ずべきの隙無し。人を制するの術は、端ら此に外ならず。

日本見
り甚だし

小西如安
招致理由

如何にも、明國に取りて、都合善き理窟だ。併し日本本來の目的は、貢にありて、封にあらず。然も若し貢を禁じて封を與へ、此れにて日本が満足す可しと思ふたとすれば、餘りに日本を見縊りたる事ではあるまい乎。石星は更らに小西如安を、北京に招致するに就て、左の理由を開陳した。

然非面與訂約、終難信從、非面加研審、終屬隔越。故必令小西飛、入京羈留訂審、以待督撫奏投。倭退至日、或再請遣科道官各一員、前去勘實。若倭盡退而一無所別求、則用臣等封議、斷然予之、以示信。不而別有要求、則用諸臣罷議、斷然罷之、以示威。倘一面待封、一面入犯、即斬小西飛之頭、傳示以見必勦。如是、許之有據、絶之有名、操縱在我、不爲所制。而表文之眞贋、使人之情僞、即此可斷。亦何損于天朝之舉動哉。〔神宗實錄〕

右譯文

然れども面のあたり與に訂約するに非ざれば、終に信從し難く、面のあたり
 研審を加ふるに非ざれば、終に隔越に屬す。故に必ず小西飛をして、入京
 留して訂審し、以て督撫の奏投を待たしむべし。倭退きて至るの日、或は再
 び請ひ科道官各一員を遣はし、前去實を勘べしめん、若し倭盡く退きて而
 かも一も別に求むる所なくんば、則ち臣等の封議を用ひ、斷然之を予へて、
 以て信を示さん。退かすして而かも別に要求するあらば、則ち諸臣の罷議を
 用ひ、斷然之を罷めて、以て威を示さん。倘し一面には封を待ち、一面に入
 犯せば、則ち小西飛の頭を斬り、傳示以て必勦を見さん。是の如くんば、之を
 許すに據るあり、之を絶つに名あり、操縱我に在り、制する所と爲らず。而
 して表文の眞贋、使人の情偽、即ち此に斷すべし、亦何ぞ天朝の舉動を損せ
 んや。

一應事理
を盡せり

如何にも事理を盡くして居る。此には非講和論者も、一寸反對意見が立て難く

撤兵方法
論

ある。而して彼の撤兵の方法は、實に左の通りだ。

以臣之愚、莫若并將劉綎兵、撤還遼左。一以嚴江上之備禦、一以省朝鮮之騷擾。論令朝鮮、恪守勅旨、于大丘處所、列兵扼險、待釜山倭退、進而據守、亟圖自固。其寬奠一帶、及山東閩浙廣直沿海等處、訓練設備、其
 葡保宣大山西等鎮、俱各預備客兵三萬、以備倉卒應援。總之、以封爲事、
 以定目前、以防爲實際、以圖遠慮。庶幾有備無患、可保萬全。

〔神宗實錄〕

右譯文

臣の愚を以てせば、劉綎の兵を并せ將て、遼左に撤還するに若くは莫し。一
 は以て江上の備禦を嚴にし、一は以て朝鮮の騷擾を省かん。朝鮮に諭令し
 て、勅旨を恪守し、大丘の處所に、兵を列し險を扼し、釜山の倭退くを待つ
 て、進んで據守し、亟かに自固を圖らしめん。其の寬奠一帶、及び山東閩浙廣
 直沿海等の處、訓練設備し、其の葡保宣大山西等の鎮、俱に各客兵三萬を

豫備し、以て倉卒の應援に備へん。之を總るに、封を以て事を爲し、以て目前を定め、防を以て實際を爲して、以て遠慮を圖らん。庶幾くは備ありて患無く、萬全を保つべし。

右に對する皇帝意

彼の此の意見は、頼ひに神宗皇帝に容れられた。皇帝は此の疏に對して曰く。

國家大事、言者自言、斷者自斷。要在從長計處、原不相妨。卿受朕委託、擔任軍國重務、既見得是、一力主張。朕自當虛心所從。事成功有所歸、不成責亦難諉。今後但有爭議奏疏、宜兩存勿辨。以觀日後效驗如何。

〔神宗實錄〕

右譯文

國家の大事、言ふものは自ら言ひ、斷ずるものは自ら斷ず。要するに長計の處に従ふに在り、原と相妨げず。卿朕の委託を受け、軍國の重務を擔任す、

既に見得て是ならば、一方主張せよ。朕自ら當に心を虚うして所從すべし。事功を成さば歸する所あり、成らざれば責も亦た諉し難し。今後但だ爭議奏疏あらば、宜しく兩存して辨する勿かるべし。以て日後の效驗如何を觀ん。

皇帝の駄目推し

此の如く神宗皇帝は、言ふ者には、勝手に言はしめて置くべし、必ずしも一々之を辯正する必要はない。それよりも斷行する者は、自己の所信によりて、どしどし斷行す可し。但だ其の成功も、不成功も、一に斷行者彼自身に責任に歸するものぞと、駄目を推した。此れが萬曆廿二年―我が文祿三年―三月のことであつた。併し此事が愈よ實行せらるゝ迄には、尙ほ幾許の月日を要した。

〔九六〕 顧養謙朝鮮國王を強制す

明廟議決

神宗皇帝は、大司馬石星をして、其の講和問題に就て、自由の手腕を揮はしめんとした。然も廟議は紛々として、容易に決する所がなかつた。御史唐一鵬は、

明の講和
反對論

不知、吾果以封貢許倭、繼以婚姻求賊臣。雖多方箱西飛（小西如安）之口、而必不可。以寢關白之雄心。……前乎此者、有一美十奇之許、則應昌如松之和親也。後乎此者、有彼國天皇女之說、則養謙之和親也。均之、同一誤國也。夫在沈惟敬、市井無藉、惟利是圖、彼何所顧借而不爲哉。獨怪宋應昌、石星、顧養謙、李如松、劉黃裳、受國厚恩、握樞制閫。乃不能忘身徇國、以冀皇上之清安、令宗社若泰山、而四維之。乃爭相欺罔、俾皇上傳笑于四夷、遺譏于萬世。臣謂諸臣之罪、即摧髮不足數矣。〔神宗實錄〕

右譯文

知らず、吾れ果して封貢を以て倭に許し、繼で婚姻を以て賊臣を求む。多方西飛（小西如安）の口を箱すと雖も、而かも必ずしも以て關白の雄心を寢む可からず、

……此を前にしては、一美十奇の許あり、則ち應昌如松の和親なり。此を後にしては、彼の國天皇女の說あり、則ち養謙の和親なり。之を均しくするに、同一國を誤るなり。夫れ沈惟敬に在りては、市井無藉、惟だ利是れ圖る、彼れ何の顧借する所ありて而して爲さざらんや。獨り怪む宋應昌、石星、顧養謙、李如松、劉黃裳、國の厚恩を受け、樞を握り閫を制す。乃ち身を忘れて國に徇へ、以て皇上の清安を冀ひ、宗社をして泰山の若くならしめ、而して之を四維する能はず、乃ち争ひて相欺罔し、皇上をして笑を四夷に傳へ、譏を萬世に遺さしむ。臣謂らく諸臣の罪、即ち髮を摧くも以て數ふるに足らず。

皇女一件
の意味顛

と云うた。此れが反對論の要旨だ。而して秀吉が明帝の女を、日本天皇の妃と爲す條件は、今や顧養謙の說として、日本天皇の皇女を、明帝の妃となすの意味に顛倒して居るも、可笑しくある。

明講和論者の日本撤兵觀

從來否講和論者は、萬曆二十一年の下半年に、日本軍の大部分が、朝鮮を撤去したのを見て、決して講和の爲めでなく、又た沈惟敬遊説の爲めでなく、全く日本隨意の運動と認めて居た。兵部主事曾偉芳が所謂る、

曾偉芳の意見

欲_レ歸報_ニ關白、捲土重來_上、則風不利、正苦_ニ冬寒_一。故欸亦去、不_レ欸亦去。：欲_レ特_レ欸冀_甲來年不_レ攻、則速_ニ之欸_一者、正速_ニ之來_一耳。故欸亦來、不_レ欸亦來。〔明史〕

右譯文

歸りて關白に報じ、捲土重來せんと欲すれば、則ち風利あらず、正に冬寒に苦む。故に欸も亦去り、欸せざるも亦去る。……欸を待み來年攻めざるを冀はんと欲すれば、則ち之れが欸を速にするものは、正に之れが來るを速にするのみ。故に欸も亦來り、欸せざるも亦來る。

とは、講和反對者の當初よりの意見であつた。

講和論者の見解

併し講和論者は、封と貢とを以て、若しくは封のみを以て、尙ほ日本をして、明國に對して、恭順せしめ得可しと信じた。當該責任者顧養謙の意見は、左の通りである。

顧養謙の意見

八月(萬曆廿二年、文祿三年) 養謙奏_ニ講貢之說_一。貢道宜_レ從_ニ寧波_一、關白宜_ニ封爲_ニ日本國王_一の論_ニ行長、部倭盡歸、與_ニ封貢_一如_レ約。〔明史〕

右譯文

八月(萬曆廿二年、文祿三年) 養謙講貢の說を奏す。貢道は宜しく寧波よりすべく、關白は宜しく封じて日本國王と爲すべし。行長に論して、部倭盡く歸らば、封貢を與ふること約の如くせん。

同じく養謙意見

此れよりも一層痛快凱切なるは、左の記事だ。

皇上(神宗皇帝) 嘉_ニ顧總督養謙力主_ニ撤兵_一、以爲_レ多_ニ膽略_一、賜_レ勅褒_レ之。兵部尙書(石星)亦謂、朝鮮不_レ給_ニ糧餉_一、可_ニ並撤_ニ劉綎兵_一。而顧總督又請_ニ封貢_一、並許_ニ

其議。略曰、沈惟敬初入倭營、即言封貢、倭以是退出往京、還歸王子、屏迹胥命。後因中朝無意和好、遷就以報、此曲在我本兵。(明國兵部省)不宜中變示倭無信。且前經略宋應昌、終始有講貢之說。貢道宜定寧波、關白宜封日本國王、請擇才力武臣爲使、以惟敬從、諭行長一部倭盡歸、乃與封貢一如約。(再造藩邦志)

右譯文

皇上(神宗皇帝)顧總督養謙の力めて撤兵を主とするを嘉みし、以て膽略多しと爲し、勅を賜ひて之を褒む。兵部尙書(石星)亦た謂らく、朝鮮糧餉を給せず、並に劉綎の兵を撤すべし。而して顧總督又た封貢を請ひ、並に其の議を許く。略に曰く、沈惟敬初め倭營に入り、即ち封貢を言ふ、倭是を以て退出して京に往き、王子を還歸し、屏迹命に胥ふ。後ち中朝和好に意無きに由りて、遷就して以て報ず、此の曲は我が本兵(明國兵部省)に在り。宜しく中變して倭に信無きを示す可からず。且つ前の經略宋應昌終始講貢の説あり。

貢道は宜しく寧波に定むべく、關白は宜しく日本國王に封ずべし、請ふ材力武臣を擇びて使と爲し、惟敬を以て從へ、行長を諭して部倭盡く歸らば、乃ち封貢を與ふると約の如くせん。

應昌に比
明し意見鮮

養謙の朝
鮮國王壓
迫

朝鮮朝臣
に諭告

是れ日本は信を守りて、明國は信を失うたと云うのだ。故に速かに封貢を與へて、其の信を全うせよと云うのだ。然も其の方法として歴擧したる、貢道は、寧波よりす可し、秀吉は封じて日本國王と爲す可しとの意見は、何れも其の先任者經略宋應昌の説を、踏襲したるものと思はる。然も彼は宋應昌の、半吐半吞の態度に比して、更らに鮮明に其の意見を發表した。而して顧養謙は、其の自説を遂行せんが爲めに、朝鮮國王を壓迫して、同様の請願書を捧げしめた。彼は萬曆二十二年五月に、參將胡澤を遣はして、朝鮮の朝臣を左の如く諭さしめた。

今餉已不可再運矣、兵已不可再用矣。而倭奴亦畏威請降、且乞封貢矣。天朝正宜許之封貢。容之爲外臣、驅倭盡數渡海、莫復侵爾國。解勞息兵、所以爲爾國久遠計也。今爾國糧盡、人民相食、又何恃而請兵耶。既不與兵餉於爾國、絕封貢於倭奴、倭奴必發怒於爾國、而爾國必亡。安可不早自計耶。爾爲倭請封貢、若果得請、則倭必益感中國、且德朝鮮、必能兵而去。倭去而爾國君臣、遂苦心焦思、臥薪嘗膽、以修越王之業、則天道好還、安知無報倭日也。澤留館三月、朝議不決、上堅不欲、從屢下嚴旨。

右譯文

今ま餉已に再び運ぶ可からず、兵已に再び用ふ可からず。而して倭奴亦た威を畏れ降を請ひ、且つ封貢を乞ふ。天朝正に宜しく之れが封貢を許すべし。之を容して外臣と爲し、倭を驅りて數を盡して渡海せしめ、復た爾の國を侵すとなけん。勞を解き兵を息む、爾の國の久遠の計を爲す所以なり。今ま爾の國

糧盡き、人民相食む、又た何を待みて兵を請ふ耶。既に兵餉を爾の國に與へず、封貢を倭奴に絶たば、倭奴必ず怒を爾の國に發し、而して爾の國必ず亡びん、安んを早く自から計らざるべけん耶。爾倭の爲に封貢を請ふ、若し果して請ふを得ば、則ち倭必ず益中國に感じ、且つ朝鮮を德とし、必ず兵を罷めて去らん。倭去りて而して爾の國の君臣、遂に苦心焦思、臥薪嘗膽、以て越王の業を修めば、則ち天道還すことを好む、安んを報倭の日無きを知らんや。澤留館に留まること三月、朝議決せず、上堅く欲せず、從つて屢ば嚴旨を下す。

右に對する朝鮮立場

朝鮮の今日あるは、全く明國救援のお蔭だ。若し明國より兵と糧とを貽らなかつたならば、朝鮮は丸潰れの他はないのだ。願養謙が、之を以て朝鮮を威嚇したのは、最も朝鮮の痛所に命中したのだ。併し朝鮮國王は、本來の否講和論者だ。彼が三個月も、胡澤を旅館に留めて、其の返答を與へなかつたのは、彼の

朝鮮の調和論者

立場から見れば、若干の理由がないでもなかつた。併し朝鮮の群臣を擧げて、皆な國王と同一の意見であつたとは云はれない。成渾の如きは、寧ろ講和の已むを得ざるを看破して、之を國王に奏し、爲めに國王の噴りを招いた一人であつた。

成渾國王に怒らる

成渾與柳成龍入對。渾曰、國勢危如一髮。須少緩兵鋒、圖自強。而願侍郎(願養謙)手握重兵、高下在心。我國既不能戰、又不能守、而遏中朝之和、是爲失策。上默然不答。適全羅監司李廷菴疏至、請從和議。引勾踐范蠡爲證左。左右爭言、廷菴可斬。渾曰、此人未可深罪、無死節之心。不敢爲此論。上盛怒。渾等不畢其說而退。(牛溪行狀)

右譯文

成渾柳成龍と與に入りて對ふ。渾曰く、國勢の危ふきこと一髮の如し。須らく少しく兵鋒を緩らし、自強を圖るべし。而して願侍郎(願養謙)手づから重兵を握り、高下心に在り。我が國既に戰ふ能はず、又た守る能はず、而して中朝

朝鮮王已むなく講和に従ふ

併し形勢は急轉直下した。

上知警賊欺詐反覆、和必不成。故欲守義請兵、前後下旨痛快、嚴切。至命傳位世子、然後任行許和事。柳成龍連啓、以國勢如此、當詳具事情、以聽中朝處置。上初不許、只許咨報衙門。而備局諸議、皆如成龍言。上不從、已從之。(國朝實鑑)

右譯文

上警賊の欺詐反覆にして、和の必ず成らざるを知る。故に義を守りて、を請はんと欲し、前後旨を下すと痛快嚴切。命じて位を世子に傳へ、然して後ち

任じて許和の事を行はしむるに至る。柳成龍連啓す、國勢此の如きを以て、當に詳かに事情を具して、以て中朝の處置を聽べし。上初め許さず、只だ衙門に咨報するを許す。而して備局の諸議、皆成龍の言の如し。上已むを得ずして之に従ふ。

枉げて群議を容る

此れにて如何に宣祖大王が、強情に講和論を拒斥したかを想像せらる。然も如何に強情でも、強者の權に抵抗する譯には參らぬ。此れを以て枉げて群議を容れて、愈よ願養謙の註文通りの運動をした。

第二十章 小西如安の北京請和

〔九七〕 小西如安北京に入る

朝鮮講和請願使を派す
萬曆二十二年（文祿三年）正月には、講和反對運動の目的にて、使臣を北京に送りたる朝鮮國王は、同年九月には、講和勅許の請願の爲めに、又た使臣を派し、表を上つた。

神宗の講和勅諭

九月十二日（萬曆二十二年）朝鮮王李昭奉表、請封關白、以保危邦。上（神宗皇帝）覽奏、勅諭兵部曰、朕覽文書、見朝鮮國王奏本、欲定許倭款貢、以保彼國社稷。情甚危迫。朕思、自古中國制馭外夷、使其畏威懷德、戰守羈縻、不妨互用。今倭既遣使求款。國體自尊。我因而撫之、保全屬國、無煩遠戍、暫示羈縻、以待脩備、有何不可。該部受軍國重寄、但當計國家利害。如何只計一身毀譽、耽延推委、漫無主張。若致誤大下

大事、責亦難辭。便籌著機宜、作速明白、具奏母含糊兩可。務全天朝
馭夷之體、毋孤彼國節望之意。〔神宗實錄〕

右譯文

九月十二日（萬曆二十二年）朝鮮國王李昭表を奉り、關白を封じて、以て危邦を保
たんことを請ふ。上（神宗皇帝）奏を覽、兵部に勅諭して曰く、朕文書を覽、朝
鮮國王の奏本を見、定めて倭の欺貢を許し、以て彼の國の社稷を保たんと欲
す。情甚だ危迫す。朕思ふに、古より中國外夷を制馭し、其れをして威を
畏れ徳を懷はしめ、戰守羈縻、互用を妨げず。今倭既に使を遣はし、欺を求
む。國體自ら尊し。我れ因て之を撫し、屬國を保全し、遠戍を煩はすこと無
く、暫らく羈縻を示し、以て脩備を待つ、何の不可あらん。該部は軍國の重
寄を受く、但だ當に國家の利害を計るべし。如何ぞ只だ一身の毀譽を計り、
耽延推委、漫に主張無きや。若し天下の大事を誤るを致さば、責亦た辭し難
し。便ち機宜を籌著して、速に明白を作し、具奏して含糊兩可なる母れ。

務めて天朝夷を馭するの體を全らし、彼國節望の意に孤くこと母れ。

講和運動
促進

朝鮮上表
の効能

孫鑽惟敬
等北京入ら
しむ

此の如く、朝鮮國王の講和保邦の上表は、講和運動を、愈よ實行的に促進せし
めた。

惟ふに此の上表は、北京朝廷なる講和運動者が、手を顧養謙に藉りて、朝鮮國
王を壓迫して、上らせたるものであつたかも知れぬ。そは兎も角も此の上表は、
明國に於ける否講和論者をして、其口を箝せしむ可く、極めて有効であつた。
而して朝鮮に於ける軍事の總督たる、顧養謙に代つた孫も、亦た顧養謙同様の
意見を以て、之を北京朝廷に奏した。

顧經略以疏上、與朝議不合。亦謝病去。而繼之者、侍郎孫鑽也。鑽文
臣持重。當此時、亦不信惟敬言。復遣人、以其言詰問行長。行長無
異辭。乃具揭到兵部石星。因行長聽命、復令惟敬催小西飛等入朝上。

〔兩朝平換錄〕

右譯文

願經略疏を以て上り、朝議と合はず。亦た病を謝して去る。而して之を繼ぐものは、侍郎孫鏞なり。鏞は文臣にして持重す。此の時に當り、亦た惟敬の言を信せず。復た人を遣はし、其の言を以て行長を詰問す。行長異辭無し。乃ち具さに兵部石星に掲到す。行長命を聽くに因り、復た惟敬をして小西飛等を催がし入朝せしむ。

孫鏞一杯喰はざる

沈惟敬と、小西行長とは、本來同穴の狐だ。沈惟敬の約束手形は、固より行長が裏書する筈だ。裏書したとて、決して不思議ではない。孫鏞が兩者の言の符合したのを見て、講和運動の促進者となつたのは、彼も亦た兩人に一杯喰はざれたのだ。

朝鮮上表の結果

そは兎も角も、朝鮮國王の關白の爲めに、請封保邦の上表は、一方に於ては、否講和論者の懲罰となり、他方に於ては、小西如安等の入京となつた。

如安入朝計決す

會九月（萬曆二十二年）朝鮮疏、請許貢保國。上始切責群臣阻撓封貢。本兵不能主持。追褫御史郭實等、詔小西飛入朝決計。〔皇朝實記〕

右譯文

會九月（萬曆二十二年）朝鮮疏して、貢を許し國を保たんことを請ふ。上始め切に群臣の封貢を阻撓するを責む。本兵主持する能はず。御史郭實等を追褫し、小西飛に詔して入朝計を決せしむ。

一方に使を迎へ一方に撤兵を促す

此の如く萬曆二十二年（文祿三年）十一月には、遊擊姚洪をして、遼陽に赴き、小西如安を北京に迎へしめ。又た陳雲鴻、沈嘉旺等をして、釜山に抵り、行長を諭し、速かに衆を率ゐて日本に還らしめ。又た經略孫鏞をして、兵馬を飭へ、以て他虞を防がしめた。〔神宗實錄〕而して小西如安等は、

如安入朝

一 五日、孫經略差人、伴送夷使入朝。十二月初七、抵京。石司馬禮待甚優。如安等過關不レ下、亦不レ校、館遇如王公。十一日、詣鴻臚寺習禮、十四日朝

見畢。〔兩朝平壤錄〕

右譯文

一 五日、孫經略の差人、夷使を伴送し入朝す。十二月初七、京に抵る。石司馬禮待甚だ優なり。如安等闕を過ぎ下らず、亦た校せず、館遇王公の如し。十一日、鴻臚寺に詣りて習禮し、十四日朝見畢る。

一年半にて入京

此の如くして小西如安等は、殆んど一年有半の歲月を費し、漸く名護屋、釜山、京城、遼陽等を経て、北京に入つた。

北京談判

會同多官、赴東闕、面譯給筆札。責令親書三事。

如安一聽從

- 一 釜山倭衆、准封後、一人不_レ敢留_二住朝鮮_一。又不_レ留_二對馬_一、速回_レ國。
- 一 封外、不_レ許_三別求_二貢市_一。
- 一 修_二好朝鮮_一、共爲_二屬國_一、不_レ得_二復肆侵犯_一。
- 一 小西飛、當時一一親書聽從。

〔兩朝平壤錄〕

右譯文

會同の多官、東闕に赴き、面譯して筆札を給す。責めて親しく三事を書せしむ。

- 一 釜山の倭衆、准封の後ち、一人も敢て朝鮮に留住せず。又た對馬に留らず、速に國に回る。
- 一 封の外、別に貢市を求むるを許さず。
- 一 好を朝鮮に修め、共に屬國と爲り、復た肆まに侵犯するを得ず。
- 一 小西飛、當時一々親書聽從す。

此れは實に意外千萬の話だ。

秀吉の名護屋に於て明示したる、七個の條件なるものは、更らに一件だも、此の中には掲げられて居ないではない乎。(第一)封を許された後は、即今釜山にある日本人は、朝鮮は愚ろか、對馬にさへも留らぬと云ふ事だ。然も秀吉は、京城以南を割讓するを、條件としたではない乎。(第二)封外別に貢市を求めず

秀吉七個條更にな

とは何事ぞ。秀吉の條件の大なる一は、互市通商ではなかつた乎。好を朝鮮に修め、共に明の屬國となるとは何事ぞ。秀吉の本旨は、明國さへも併呑するにあつたのだ。其の名護屋に於ける、七個の條件は、悉く明帝と對等、否な寧ろ勝者の權威を以て、明に臨んだのであつた。此の如く吟味し來れば、此の三個條なるものは、悉く秀吉の要求したる條件でなきのみならず、丸るでそれに反對して居るものだ。然るに彼れ小西如安は、平氣で之を親書し、之に聽從したのは、何故であつた乎。

昔な反對の條件

【九八】小西如安の使命

如安唯々諸々の理由

抑も小西如安は、何故に明國兵部省の註文通り、悉く皆な然り然りと返答した乎。彼は固より秀吉の名護屋にて明示したる、七個の條件を談判の基調とす可

如安の經歷

く、故らに北京迄出張したのではなかつた乎。彼が唯々、諸々、平身低頭したのは、實に其の使命を辱かしめたる者と云はねばならぬ。併し彼は自主の意志あるでなく、只だ小西行長の命によりて、動く者であつた。されば彼の北京に於ける叩頭の言動は、原より行長の命を奉ずるものと、認定するが至當だ。惟ふに行長と沈惟敬とは、互ひに深く謀る所があつて、兎も角も形式的に、講和の名目さへ出來すれば、其の後の事は、如何様にも取り繕ふことが能ふものと爲し、萬障を排して之を成就せよと、如安に命じたのであらう。吾人は此の際小西如安に就て、少しく知る所あるを要す。

彼は小西行長よりも、其の身分は寧ろ上級であつた。彼は内藤飛騨守と稱し、丹波龜山の城主で、將軍足利義昭の直參であつた。彼は最後迄足利將軍に奉公した。其の義昭と、信長との葛藤の破裂に際し、彼は其の弟内藤玄蕃頭と、龜山より兵二千を率ゐて京都に赴き、將軍に味方した。彼は高槻城主高山右近の父や、八尾の城主池田丹後守やと與に、上方に於ける最初の耶蘇改宗者であ

つた。彼は其母の年忌に際し、大法會の代りに、其の費用を、悉く領内の窮民に施し、耶蘇信徒として、破天荒の振舞をした。されば京都が義昭と、信長との交戦の巷となるや、彼は其の教會堂を保護して、亂戢するの後、之を宣教師フロエーに其の儘引き渡した。然も彼は此れと同時に、其の領地を失うた。彼は京都を去るに先立ち、其の弟玄蕃頭、及び其の長子を改宗せしめた。而して彼は杳然として跡を晦ました。斯くて彼は朝鮮役に際して、再び舞臺に現はれ出た。

講和使と
なりたる
理由

惟ふに彼等父子は、同じく耶蘇教徒たる緣故からして、小西行長の庇護に頼つたのであらう。彼等父子は行長に従ひ、他の諸軍に先ち朝鮮に赴いた。彼が如何なる戦功あつたかは、知る可からざるも、其の支那の文字に通曉し、比較的世故に老練なるは、彼をして小西行長を代表し、沈惟敬と與に北京に赴く可く擡せられ。此に於て其姓を小西と改め、特旨を帶んで名護屋を出立したのだ。『大明、朝鮮、日本三國和平之扱、永々令ニ苦勞ニ之旨、預ニ御感、岡田將監、内

如安行長
の命令遵
守

藤飛驒守へ御帷子十宛、銀子百枚宛拜領有けり。兩人此の扱に、朝鮮と名護屋との往還十度計にも及びしが、如此之御感にて、久勞一時に亡びしとなり。』
〔市巻太閤記〕 此れは彼が北京に赴く以前の事であれば、如何に彼が外交家として、當時に持てはやされたかは、此れにて判知るではない乎。
小西行長は、日本をして、此の纏綿、困疲なる戦争状態より脱却せしめんと骨折つたる唯一人であつた。彼は支那が、太閤の條件を拒絶したことを聞き、内藤如安（小西飛驒守）に向て、談判を中止し、急速に歸國して、時局を彌よ困難に陥れしむるを避けんが爲めに、兎も角も腰を振えて滞在し。支那側をして、太閤の好戰的慾望を制止するに足り、其の虚榮心の若干を糜かしむるに足る、或る讓歩を與へしむ可く、努力せんことを要望した。内藤は此の訓令を遵守した。而して支那側も、永久なる戦争よりも、寧ろ平和を以て得策となし、太閤を日本國王として、認知することに決した。然も日本軍は朝鮮に駐るを得ず、又た再び朝鮮を侵すを得ずとの條件の下に、斯く認知するに決

如安の明
たる總て

した。此れが内藤の北京朝廷より獲た總てであつた。支那人は日本を屬邦として待遇する以外、別に何等の待遇をも與ふるを欲しなかつた。此に對して抗爭するは、當時北京政府に於ては、無用であるのみならず、不可能であつた。故に内藤は能く北京政府の内情を知りて、餘儀なき情勢に叩頭した。

〔ステイチエン著切支丹大名〕

行長支那
文字を識
らず

此れ以上の辯護は、とても小西如安の爲めに見出されぬであらう。彼は小西行長に比すれば、支那文字の知識があつた。

吾(胡大經)入賊營、傳宣顧老爺(義謙)榜文。則行長不識字、玄蘇在傍看過、即傳說行長。其榜文中、顧爺遂條罵關白、而稱以倭奴。玄蘇惡其語、謂曰、何以呼之。吾答曰、汝若誠心求貢、當以正道乞之。而所爲殘虐如此。顧爺是以爲怒。玄蘇以筆札問答、而傳諭行長。如行長惡聞之語、則似不盡爲說道矣。(宣祖實錄)

右譯文

吾れ(胡大經)賊營に入り、顧老爺(義謙)の榜文を傳宣す。則ち行長字を識らず、玄蘇側に在りて看過し、即ち行長に傳説す。其の榜文中、顧爺遂條關白を罵り、而して稱するに倭奴を以てす。玄蘇其の語を惡み、謂て曰く、何を以て之を呼ぶと。吾れ答へて曰く、汝若し誠心貢を求めば、當に正道を以て款を乞ふべし。而して爲す所、殘虐此の如し。顧爺是を以て怒を爲す。玄蘇筆札を以て問答し、而して行長に傳諭す。行長聞くを惡むの語の如きは、則ち盡く爲に說道せざるに似たり。

如安の支
那文字

此れで見れば、流石の行長も、支那文字の知識不充分の爲めに、玄蘇に若干胡魔化されたことが判知る。併し小西如安は、他日麻尼拉に竄逐せられたる後、其の閑事業として、醫術其の他の科學書を、支那文より日本文に譯述したる程の、學力があつたれば、彼に向つて、文字的知識の不足よりして、其の失態を來したと云ふ辯護は、通用しない。否な彼は支那文字の知識ある爲めに、北京に使ひし

如安目的
の爲手段
を擇ばず

たのだ。彼の缺點は、寧ろ餘りに支那の内情に通じ過ぎたのであらう。されば彼が日本の國家を辱かしむるが如き、條約を締結したのは、無心でなく、全く有心であつた。但だ彼は如何なる犠牲を拂ふも、講和さへ出来れば可矣との一念よりして、斯く働いたのだ。目的の爲めに手段を擇まずとは、耶蘇會士の、恒に實行する所であれば、彼が耶蘇會士の一人として、斯く行つたのも、其の教義より見て、決して不思議はないのだ。

【九九】 明廷の評定

日本軍の
釜山滞在
に就きて

小西如安は、北京兵部省の命ずる儘に言動した。然も小西行長を始め、釜山一帯の日本軍は、依然として滞在した。彼等は固より撤退を欲せざる譯ではなかつた。然も秀吉は、漫りに其の撤退を許さなかつた。如何に北京政府が催告し

石星の與
封後撤退
論

ても、秀吉の許可なくては、一步も動くこと能はなかつた。而して講和問題の面倒は、此の一點に集注した。

一面即許小西飛進京、確示予封之信、一面諭令行長速退、恭候冊使之臨。如約固善矣。即使行長之不敢速歸、許令待冊使而後返、亦無不可。蓋我之欲封不封者、久已失信。而彼之請封未封者、久已懷疑。故惟封後而勒令盡歸、宜無不得。封前而數爲責備、似難必行。何者、釜山之待、原非城下之盟。而督臣顧養謙謂、一倭不留而後封。臣始信爲必然、而今則知不必然也。(經略復國要編)

右譯文

一面には即ち小西飛を許して京に進め、封を予ふるの信を確示し、一面には諭し行長をして速に退かしめ、恭く冊使の臨を待つ。約の如くせば固より善し。即ち行長の敢て遽に歸らざらしむるも、許して冊使を待て後ち返らしむるも、亦た不可無し。蓋し我の封を欲して封せざるもの、久しく已に信を失ふ。而

して彼の封を請ひて未だ封せざるもの、久しく已に疑を懐く。故に惟だ封後にして勒して盡く歸らしめば、宜しく得ざる無かるべし。封前にして數ば備を責むることを爲す、必ずしも行ひ難きに似たり。何となれば、釜山の待、原と城下の盟に非ず。而して督臣顧養謙謂らく、一倭留めずして後ち封せんと。臣始め信じて必ず然りと爲す、而して今は則ち必ずしも然らざるを知るなり。

星事情を審み變ず

此れが石星の意見だ。即ち彼は行長をして釜山を去らしめた後に封を與ふると云ふは、出來ない相談だ。それよりも封を與へて而して後退かしむるが、得策だと云ふことだ。彼も當初は、撤退後與封の主張者であつた。然も彼は其の實情を審にして、與封後撤退の論者となつたのだ。

双方兩便

彼方久羈朝鮮、欲借此爲歸計。我亦久勞征役、欲借此爲結局。事屬兩便、可否不照然乎。〔同上〕

右譯文

彼れ方に久しく朝鮮に羈し、此を借りて歸計を爲さんと欲す。我も亦久しく征役に勞し、此を借て結局を爲さんと欲す。事兩便に屬す、可否照然たらざらんや。

一封の利

彼とは日本のこと、此れとは封のこと、我とは明のこと。一封を藉りて、講和を爲すは、支那日本双方の便利とする所と云ふことだ。而して石星は、更に一步を進め、

石星の講和催進論

若復設難成之約、滯冊封之典、則行長必不取見關白、關白必不令行長歸。春汛將臨、全羅必失、遼左。遼左敗殘之區、虜攻其内、倭攻其外。無朝鮮、是無遼左。無遼左、是無薊鎮。則神京將安依、宗社將安保乎。

〔同上〕

右譯文

若し復た成り難きの約を設け、冊封の典を滯むれば、則ち行長必ずしも敢て

關白に見えず、關白必ず行長をして歸らしめざらん。春汛將に全羅に臨まんとす。必ず遼左を失はん。遼左は敗殘の區、虜其の内を攻め、倭其の外を攻めん。朝鮮無くんば、是れ遼左無し。遼左無くんば、是れ薊鎮無し。則ち神京將た安くに依り、宗社將た安くに保たんや。

若干の眞理あり

此れは日本軍撤退の後でなければ、封は與へぬ坏と、餘りに偏屈の事を云ひ、講和が延引するに於ては。日本軍は明春再び朝鮮を攻め、而して當時勃興しつゝある愛親覺羅氏の奴兒哈赤は、之を好き潮合として、遼東を攻め、内外相應ずるに於ては、北京朝廷も、愈よ危殆に陥り、とても手は著けられぬとの意味を仄めかしたのだ。此れは幾分神宗皇帝を聳動して、速かに冊封使を特派せんが爲めの上書ではあるが、然も亦た若干の眞理がないではない。若し秀吉の朝鮮役が、今少しく徹底的に行はれたならば、明朝は愛親覺羅氏を待つ迄もなく、亡滅したであらうと思はるゝ。

如安の返答

右の上書は、頗る有力のものであつた、此れが爲めに小西如安は、北京に入つた。而して彼は三個の要件に就て、悉く肯定的返答を與へた。曰く、受封の後には、一人も朝鮮に、否な對馬にも留らぬ。曰く、貢を要求せぬ。曰く、朝鮮と好を修め、與に明の屬國となる可しと。然も如上の返答のみにては、神宗皇帝は、尙ほ容易に冊封使を派するを許さなかつた。

神宗尙册封使派遣を許さず

萬曆二十二年、十二月十七日、該司禮監大監張誠等、於會極門傳承聖諭。朕覽卿等所開條款譯、審倭使之言、及倭使回稱之說、猶未詳確。遠夷請封、必須盡得其情。平秀吉爲何以兵侵掠朝鮮。及至戰敗、尙拒釜山不レ退。今又差使上表乞封。豈可輕卒不細加詳審眞僞。著該部詳議封名、先遣二官、一諭彼行長、不レ留住釜山。倭夷盡數退還本國、一人不レ許留住、巢穴房屋、盡行燒燬。一諭朝鮮、待彼退回奏來。卿等可與內閣將小西飛、環在左闕門、會同文武及科道等官、令通曉夷語通事、當面嚴加詰問。譯審情誠、訂盟永無他變來說。〔同上〕

右譯文

萬曆二十二年、十二月十七日、該司禮監大監張誠等、會極門に於て、聖諭を傳承す。朕卿等開く所の條款の譯を覽て、倭使の言、及び倭使回稱の説を審にせるも、猶ほ未だ詳確ならず。遠夷封を請ふ、必ず須らく盡く其の情を得べし。平秀吉、何の爲に兵を以て朝鮮を侵掠せるや。戰敗に至るに及び、尙ほ釜山を拒ぎて退かず。今又た使を差して上表封を乞ふ。豈に輕卒に細かに加へ眞偽を詳審にせざる可けん。該部に著して、封名を詳議せしめ、先づ二官を遣はし、一は彼の行長に諭し、釜山に留住するを准さず。倭夷數を盡して本國に退還し、一人の留仕を許さず、巢穴房屋、盡く燒燬を行はん。一は朝鮮を諭し、彼の退回を待て奏し來らしめん。卿等内閣と與に小西飛を將て、環りて左闕門に在りて、文武及び科道等の官を會同せしめ、夷語に通曉せる通事をして、當面に嚴に詰問を加へしむべし。譯審かに情誠ならば、訂盟永く他變無さを、來り説け。

神宗諭告の大意

要するに神宗皇帝は、尙ほ秀吉の眞意如何を疑うた。故に先づ二人の官吏を派し、一は小西行長に向つて、一人も剩さず歸國し、其の陣營城寨を燒夷し去らしめ。一は朝鮮政府に向つて、日本軍の全部撤退したるを實査の後、其の旨を上奏せしめ。而して更らた、政府文武の諸官を會同し、小西如安を引見して、詳細に詰問檢覈して、其の實情を吐露せしめよと云ふことであつた。乃ち神宗皇帝は、石星の意見の如く、手輕く如安をして、其の使命を畢へしむるを欲しなかつた。此から小西如安審問の段取りだ。

【1007】十六個條の問答 (一)

如安審問

萬曆二十二年(文祿三年)十二月二十日は、愈よ小西如安審問の日となつた。兵部尚書石星等は、内閣大學士趙志阜等、後府掌府事國公徐文壁等、吏部尚書孫丕揚等、吏科等科左給事中耿隨龍等、浙江等道御史崔景榮等を左闕に會し、勅諭を奉じて、諸僚環坐の中に、小西如安を引見し、問答を開始した。

一問朝鮮
侵犯の事

一問。朝鮮是天朝屬國、爾爾白、上年何故侵犯。

答曰。本求レ封、曾教朝鮮代請。朝鮮隱レ情、騙了三年、又騙日本人一殺了。因レ此舉レ兵。

右譯文

一問。朝鮮は是れ天朝の屬國、爾の爾白、上年何故に侵犯せるか。
答へて曰く。本と封を求む、曾て朝鮮をして代りて請はしむ。朝鮮情を隠し、騙了する三年、又た日本人を騙して殺了す。此に因りて兵を擧ぐ。

是半眞半
偽なり

此れは半は眞半は偽だ。日本は未だ朝鮮を介して、明國に向つて封を求めた事

二問舉兵
相犯の事

はない。信長以來只だ朝鮮に向つて、明國との通商貿易の紹介を求めたのみだ。但だ朝鮮が之を取り次がなかつた丈が、事實だ。

二問。既有此意、只合通好朝鮮、令之轉奏。如何舉兵相犯。
不レ答。

右譯文

二問。既に此の意あり、只た合さに好みを朝鮮に通じ、之をして轉奏せしむべし。如何ぞ兵を擧げて相犯すや。
答へず。

答へざる
が至當

此れは答へざるが至當だ。其の理由は、第一問に對する答辯で盡きて居る。繰り返す必要はない。

三問抗拒
の事

三問。朝鮮告急、天兵救援。只合歸順。如何抗拒、有平壤、開城、碧蹄之敗。

右譯文

三問。朝鮮急を告げ、天兵救援す。只だ合に歸順すべし。如何ぞ抗拒して、平壤、開城、碧蹄の敗あるや。

事實相違

此の問は、事實相違の件がある。平壤、開城、碧蹄の敗とは何事ぞ。平壤では、騙し打に遭うて、日本軍は敗走した。併し開城は戦争らしき戦争なく、日本軍は、自から京城に引き揚げたのだ。碧蹄の一戦は、日本軍の敗北でなく、明軍の敗北だ。乃ち此の一事は、全く事實顛倒と云はねばならぬ。

如安答辯

答。日本原住平壤、無有ニ接應。及八月二十九日、行長、與沈遊擊、相會於乾麓山、相約退讓平壤。不期、天朝老爺不信、去年正月初九日、進兵攻城、殺傷行長兵甚多。碧蹄亦是兵追殺、死傷日本兵亦多、退還ニ王京。

右譯文

答。日本原と平壤に住まり、抄應ある無し。八月二十九日に及び、行長、沈遊擊と乾麓山に相會し、退て平壤を譲るとを相約す。期せざりき、天朝の老爺不信にして、去年正月、初九日、兵を進めて城を攻め、行長の兵を殺傷する、甚だ多し。碧蹄亦た是れ天兵追殺して、日本兵を死傷する亦た多く、退いて王京に還る。

同平壤錄記事

尙ほ兩朝平壤錄には、

日本兵住平壤、要求封納欸天朝、並無敢犯之意。二十年七月十五日夜、見兵馬殺平壤(祖承訓の攻)無奈接應。(以下前文に同じ)

右譯文

日本兵平壤に住まり、封を求め欸を天朝に納れんことを要し、並に敢て犯すの意無し。二十年七月十五日夜、兵馬平壤に殺せらる。(承訓の攻)接應を奈ともする無し。

不信の一句輕少

四問王子送還の事

に作る。此處は明國側の不信に向つて、一大痛棒を與へねばならぬ所であるが、如安は只だ『不期天朝老爺不信』の一句で相殺したのは、甚だ殘念だ。併し此の筆記は、明國側の手に成りたるものなれば、或は勝手に添削したかも知れぬ。

四問。後來因何退還王京、送還王子陪臣。
答。是沈遊擊准封言語。又設天兵七十萬以到。因此星夜退兵、送還王子陪臣、並將七道送還。

右譯文

四問。後來何に因りて退て王京を還し、王子陪臣を送還せる。
答。是れ沈遊擊准封の言語。又天兵七十萬以て到ると設く。此に因りて星夜兵を退けて、王子陪臣を送還し、并に七道を將て送還せり。

當座返答

行長惟敬龍山の會談は、決して求封准封の事ではなかつた。其の主要の問題は、

五問晋州攻撃の事

所謂の通商貿易一貢一の事であつた。然して恐らく朝鮮割讓の件も含まれて居た。此の返答は、固より當座の拵へ事だ。

五問。既退還王京、送還王子陪臣、以求封。如何又犯晋州。
答。原是朝鮮人去日本、相遇清正吉長兵馬、殺了。因此相殺。後見天朝兵、即便退去。

右譯文

五問。既に退て王京を還し、王子陪臣を送還し、以て封を求む。如何ぞ又晋州を犯すや。
答。原と是れ朝鮮人日本を去りて、清正吉長の兵馬と相遇ひ、殺了す。此に因りて相殺す。後ち天朝の兵を見て、即便退去す。

出來合ひ挨拶

晋州城攻の一事は、秀吉の特命である。講和談判開始の後に於て、此事あるは、明國側に於ては、極めて不可解の事であつたらう。されば如安も極めて出來合

の挨拶をしたのであらう。即ち朝鮮兵が清正や、吉長(小西行長か)の兵を殺したから、其の復讐をしたのだ、然も明兵が来たから退去したのだと云うた。此れは一切遁辭だ。

六問原約三事の事

六問。原約三事盡存。方許爾封爾、當傳行長等。即令倭戸盡去、房屋盡燬、不復犯朝鮮、不求別貢市。爾能保行長盡從否。

右譯文

六問。原約三事盡く存す。方に爾を許し爾を封ず、當に行長等に傳ふべし。即ち倭戸をして盡く去り、房屋を盡く燬かしめ、復た朝鮮を犯さず、別に貢市を求めざらしむ。爾能く行長の盡く從ふを保するや否や。

此三事の選舉如何

原約三事とは、小西如安の親筆謹答したる、一人も剩さず、朝鮮を立退く事。再び朝鮮を犯さぬ事。別に貢市を求めぬ事だ。此の三事を、行長が屹度遵奉するを保證する乎と云うたのだ。

如安答

答。前日行長有稟帖。上孫老爺(孫鐵)去、一一聽命、不敢有違天命。此係大事、秀吉、有命行長。行長有書、小的方敢如此對答。定無反覆。

右譯文

答。前日行長稟帖あり。孫老爺(孫鐵)に上りて去り、一々命を聽き、敢て天命に違ふあらず。此れ大事に係り、秀吉、行長に命ずるあり。行長書あり、小的方に敢て此の如く對答す。定めて反覆無し。

原約遂行相違なき

此れは過日孫鐵か、(參照 九七、小西如安北京に入る)沈惟敬の言を信せず、人を行長に聞き合せて遣はしたるに、行長は沈惟敬の言を確保するの書を與へた事を繰り返し。秀吉は行長に命じ、行長は如安に命じ、徹上徹下、決して三事原約遂行相違なきを云うたのだ。

【1011】十六個條の問答 (二)

問答は更らに繼續した。

七問清正
進退の件

七問。原來兵二枝、一行長、一清正。今獨行長請封、倘清正不肯輸服、如何。
不答。

ナ譯文

七問。原來の兵は二枝にして、一は行長、一は清正。今を獨り行長封を請ふ。倘し清正輸服を肯せずんば、如何。
答へず。

如安答へ
ざる理由
如何

此れは何故に答へなかつたの乎。恐らくは行長が講和の全權で、清正の如きは、敢て齒牙に掛くるに足らぬとしたが爲め乎。それとも斯る問題は危険であるか

ら、寧ろ一切之に觸れなかつたの乎。

八問守約
の事

八問。爾等雖一時遵約、至於日久、能保永無他變否。爾當對此、訂盟立誓、方與請封。

答。天朝老爺問的言語、小西飛驒守如俺(安)的說話。封後不_レ求_レ貢、朝鮮不敢再犯、撤兵全數歸國。如有_二一字虛說、關白平秀吉、並行長、小西飛、俱各不_レ得_二善終、子孫不_レ得_二昌盛_一。蒼天在上。鑒之、鑒之。

右譯文

八問。爾等一時約に遵ふと雖も、日久しきに至り、能く永く他變無きを保ずるや否や。爾當に此に對し、訂盟して誓を立て、方に與に封を請ふべし。
答。天朝の老爺問的言語、小西飛驒守如俺(安)的の說話。封後貢を求めず、朝鮮敢て再犯せず、兵の全數を撤して歸國せんと。如し一字の虛說あらば、關白平秀吉、並に行長、小西飛、俱に各善終を得ず、子孫昌盛を得ざらん。蒼天上に在り。之を鑒みん、之を鑒みん。

眞面目の返答

如何にも眞面目なる返答だ。然も如安は果して斯く確信したであらう乎。そは保證の限りでない。

九問前意繰返す

九問。爾既保ニ永無ニ他變。爾當對レ此、訂盟立レ誓、方與請封。不レ答。

右譯文

九問。爾既に永く他變無きを保せば、爾當に此に對し、訂盟して誓を立て、方に與に封を請ふべし。答へず。

十問源道義の事

此れは前段の意を繰り返したのだから、答ふる迄もなき事だ。十問。爾國、在ニ我成祖又皇帝時、會賜ニ玉帶金印、封ニ源道義、爲ニ日本國王。今有ニ子孫否。其金印安在。

如安答

答。日本稱レ王、甚多レ姓。源姓、橘姓、平姓、秦。十六年前、爲ニ信長所レ殺國王、乃秦姓子姓。金印俱未ニ之聞。

右譯文

十問。爾の國、我が成祖文皇帝の時に在りて、曾て玉帶金印を賜はり、源道義を封じて、日本國王と爲す。今子孫ありや否や、其の金印安くに在りや。答。日本王と稱するもの、甚だ姓多し。源姓、橘姓、平姓、秦。十六年前、信長の殺す所と爲る國王は、乃ち秦姓の子孫。金印俱に未だ之を聞かず。

出鱈目の返事

十六年前信長の爲めに殺された國王は、秦姓であるとは、何人の事を斥したの乎。一切見當が付かぬ。十六年前は、天正七年だ。同年信長の爲めに滅されたのは、丹波八上城主波多野秀治だ。然も秀治は藤原姓にして、又た固より日本國王ではないのだ。要するに此れは全く出鱈目だ。

十一問再犯の事

十一問。爾前去ニ朝鮮、既爲レ請封。豈肯侵ニ犯他國。但平秀吉、受ニ知信長、尙且

篡奪。朝鮮一時代表、彼豈不_二再犯_一。

答。信長者篡_二國王_一、不_レ好。因爲_二部將明智_一所_レ殺。見今關白秀吉、率_二信長諸將_一、興_二義兵_一、誅_二明智_一、歸併_二六十六州_一。若無_二秀吉_一平_二定諸州_一、日本百姓、至_レ今不_レ安。信長殺_二國王_一、信長爲_二明智_一所_レ殺。秀吉今誅_二明智_一。俱十六年前事。

右譯文

十一問。爾は前に朝鮮を去りて、既に封を請ふとを爲す。豈に敢て他國を侵犯せんや。但た平秀吉、知を信長に受け、尙ほ且つ篡奪す。朝鮮一時代表するも、彼れ豈に再び犯さざらんや。

答。信長は國王を篡ひ、好からず。因て部將明智の爲に殺さる。見今の關白秀吉、信長の諸將を率ゐ、義兵を興し、明智を誅し、歸て六十六州を併す。若し秀吉の諸州を平定する無かりせば、日本の百姓、今に至るも安からざらん。信長國王を殺し、信長明智の爲に殺さる。秀吉今明智を誅す。俱に十六年前の事なり。

出鱈目極まる

信長國王を篡ふとは、將軍足利義昭を廢した事を意味する乎。それにしても信長が明智に殺され、秀吉が明智を退治したのを、十六年前の事と云ふは、如何なる計算に據る乎。此の問答は、文祿三年十二月廿日（明曆）で、十六年前は、天正七年だ。然も本能寺事變も、山崎合戦も、何れも天正十年の事ではない乎。出鱈目も、此に至つて極まる。

十二問求封の事

十二問。平秀吉既平_二了六十六州_一、便可_二自立爲_二王_一。如何又來_二天朝_一求_レ封。答。秀吉因_レ是殺_二了明智_一、又見_二朝鮮有_二天朝封號_一、人心安服_上。故特來請_レ封。

右譯文

十二問。平秀吉既に六十六州を平了すれば、便ち自立して王たるべし。如何ぞ又た天朝に來りて封を求むるや。答。秀吉是に因りて明智を殺了し、又た朝鮮に天朝の封號あり、人心安服するを見る。故に特に來りて封を請ふ。

丸る切りの虚言

此れは丸る切りの虚言だ。秀吉には朝鮮が明國より封號を受けたのを見、それが愆しくて勝へ難いから、自から封號を乞ふと云ふが如き心は、毛頭もなかつたのだ。

十三問天皇と國王との事

十三問。爾國、既稱天皇、如何又稱國王。不知、天皇即是國王否。
答。天皇即國王、以爲信長所殺。

右譯文

十三問。爾の國、既に天皇と稱す、如何ぞ又た國王と稱するや。知らず、天皇は即ち是れ國王なるや否や。
答。天皇は即ち國王なり、以て信長の殺す所と爲る。

如安國體の重きを知らず

全くの虚言だ。信長が天皇を殺した杯とは、全くの無實だ。足利義滿が日本國王の冊封を、明の永樂帝より受たるも、義滿は決して天皇ではなかつた。斯る場合

十四問國王と關白との事

十四問。爾國、既有天皇。今若立關白爲王、將國王置之何地。不答。

右譯文

十四問。爾の國、既に天皇あり。今若し關白を立て、王と爲さば、將に國王は之を何れの地に置かんとするか。答へず。

十五問冊封使の事

此れは答へざるにあらず、答ふる能はざるからだ。
十五問。既如此、當奏皇上一、請封爾。爾當寫書差倭、去報行長。速歸、令關白整備冊使船隻館舍、及一應恭候。禮儀一有不度、封仍不許。

答。守候已久、件々不_レ敢有_レ違。夫朝原命。沈遊擊到_二釜山、兵馬即過_レ海回_一家、行長守_二候天使、到日即退。

右譯文

十五問。既に此の如くば、常に皇上に奏し、爾を封ずるを請ふべし。爾當に書を寫し倭に差し、去りて行長に報ずべし。速に歸りて、關白をして冊使の船隻館舎を整備せしめ、及び一應恭しく候せよ。禮儀一たび虔まざるあらば、封仍ほ許さず。

答。守候已に久しく、件々敢て違ふあらず。天朝の原命。沈遊擊釜山に到るや、兵馬即ち海を過ぎて家に回り、行長天使に守候し、到るの日即ち退かん。

此れは當り前の事だ。

十六問釜山運糧の事

十六問。既來請_レ封。爲_レ何、釜山運_レ糧造_レ房。必有_二他意_一。答。原以_二封貢_一相求。因_二天朝不_レ肯、關白行長未_レ信、這是求_レ封好事。又運

糧蓋_レ房俱各守_二候天使、並無_二他意_一。天使一到、盡皆燒燬。

右譯文

十六問。既に來りて封を請ふ。何の爲に、釜山に糧を運び房を造る。必ず他意あらん。

答。原と封貢を以て相求む。天朝の肯んせざるに因り、關白行長未だ信せず、這是是れ封を求むるは好事なり。又た糧を運び房を蓋ふは、俱に各天使に守候し、並に他意無し。天使一たび到らば、盡く皆燒燬せん。

此れも尤なる返答だ。

以上は『經略復國要編後附』より抄出したものであるが。此れと文字、及び順序に於て、小異同あるも、大體の意味に於て、全く同一なる問答が、『兩朝平攘錄』にもある。而して平攘錄の著者が、

按、已上皆司馬(石星)問、小西飛答。然、本部事々裝飾。豈不_レ能_レ預教_二如安爲_一。

經略復國要編後附と平攘錄

平攘錄著者の疑

此恭順語乎。

右譯文

按ずるに、已上は皆司馬（石星）問ひ、小西飛答ふ。然れども、本部事々裝飾す。豈に預じめ如安をして此の恭順の語を爲さしむる能はざらんや。

八百長問答か

と疑團を挿んで居るは、多少の理由ないでもあるまい。即ち此の問答は、石星と小西如安の間に、豫じめ打合せ置きたる、八百長問答と見做されても、致方はあるまい。

第廿一章 明の秀吉册封と諸將選叙

【1011】册封の事定まる

如安首尾よく成功

其の問答が、果して八百長であつた乎、否乎は、姑らく措き、小西如安は首尾よく審問に及第した。而して兵部尙書石星等は、此の問答が、環座の諸僚をして、満足せしめぬを見て、愈よ封號を與へんとを奏聞した。

秀吉封號を乞ふ理由

而今倭夷、當ニ篡奪之餘、關白以ニ義旅、收ニ復六十六州之衆、將ニ以統一全國。非レ微ニ我聖朝寵靈、則不能長守レ境、享有富貴。所ニ以懇乞ニ封號ニ者、有レ由然也。

右譯文

而して今も倭夷、篡奪の餘に當り、關白義旅を以て、六十六州の衆を收復し、將に以て全國を統一せんとす。我が聖朝の寵靈を微むるに非ざれば、則ち長

第廿一章 1011 册封の事定まる

く境を守り、富貴を享有する能はず。懇に封號を乞ふ所以のものは、由ありて然るなり。

秀吉當惑

此れが石星の認めて以て、秀吉の封號を乞ふ理由としたのだ。秀吉も大明皇帝の封號を得るでなければ、其の位置を保つことが能はぬものと見縊られては、さぞ當惑であらう。

冊使出發の手筈

伏乞。皇上特賜宸斷、勅下禮部、將表文齎進、議封議名。兵部即擬冊使、同小西飛、前去遼陽暫住。一面遣官宣諭行長。封已予矣、即將釜山倭衆、盡數退歸、房柵盡行燒燬、伺朝鮮王奏到、而後冊使渡江以往。

右譯文

伏して乞ふ。皇上特に宸斷を賜ひ、勅して禮部に下し、表文を將て齎進し、封を議し名を議せよ。兵部即ち冊使を擬し、小西飛と同じく、前みて遼陽に去りて暫らく住まり。一面、官を遣はして行長に宣諭せしむ。封已に予へたり、即

冊封使の任命

ち釜山の倭衆を將て、數を盡して退歸し、房柵盡く燒燬を行ひ、朝鮮王の奏到るを伺ひて、而して後ち冊使江を渡りて以て往かんと。と云ひ。愈よ萬曆二十三年正月中には、小西如安をして、冊封使と共に北京を出發せしめんとした。而して其の冊封使としては、

臣等查得、臨淮侯衛李宗城、丰儀端整、智識圓融、武足荷戈、臨戎、文能敦レ詩、說レ禮、堪レ充ニ正使。應レ加ニ府衙。五軍營右副將都督僉事揚方亨、儀度修偉、而將略素閑、才識精明、而事機立辯。堪レ充ニ副使。但應レ量下加ニ服色、以光ニ使命。若倭夷乞レ封、往來講析者遊擊沈惟敬也。倭之情形、事之始末、本官能知其詳。仍應レ責ニ成本官、偕レ使前往、俾レ之始ニ終其事。

右譯文

臣等查し得たり、臨淮侯衛李宗城は、丰儀端整にして、智識圓融、武は戈を荷ひ、戎に臨むに足り、文は能く詩を敦らし、禮を説き、正使に充つるに堪たり。應に府衙を加ふべし。五軍營右副將都督僉事揚方亨は、儀度修偉に

して、將略素と閑ひ、才識精明にして、事機立ろに辯ず。副使に充つるに堪たり。但だ應に服色を加へ、以て使命を光かすとを量るべし。若し倭夷封を乞はば、往來講析するものは、遊擊沈惟敬なり。彼の情形、事の始末、本官能く其の詳なるを知る。仍て應に成を本官に責め、使と偕に前往し、之をして其の事を始終せしむべし。

正副使と
參贊官

此の如く李宗城に署都督僉事を授けて、正使に、揚方亨は原官を以て、副使に、各一品武官の服色を賜ひ。而して沈惟敬に、神機三營遊擊將軍を添注し、參贊官とした。

正使李宗
城の人物

元來李宗城は、明の開國功臣李文忠の孫で、全く執袴の子弟だ。彼は王世貞と酬唱して、聊か詩名はあつたが、世事に通曉せず、固より『知識圓融』杯とは、全く嘘の皮であつた。されば彼が他日未だ海を渡らざるに、釜山より逃亡し去つたのは、決して不思議の事ではなかつた。

秀吉封號
問題

却説問題は、秀吉封號の事だ。兵部省では秀吉夫妻を封じ、且つ正月以内に、冊封使を發程せしめんと發議した。而して禮部省にては、秀吉を日本國王とするよりも、寧ろ封じて順化王となさんと。其の理由として、

則名號所加、亦足以風示外國。而願名思義、未必非招携之一端也。

右譯文

則ち名號の加ふる所、亦た以て外國に風示するに足る。而して名を願み義を思はば、未だ必ずしも招携の一端たらずんばあらず。

と云ひ。又た、

及レ查ニ平秀吉表内、原未レ有レ封ニ其妻ニ字様上

秀吉妻封
號問題

右譯文

平秀吉の表内を査するに及び、原と未だ其の妻を封ずるを乞ふの字様あらず。

故に妻を封ずるには及ばぬと上奏した。尙ほ此の際、遼鎮都御史李化龍は上疏して、

李化龍上疏

賊情可疑者六。可慮者五。倭不識漢字。恐有中間兩相欺給。請從禮部量。封秀吉順化王。罷遣沈惟敬。增募水兵。而清正素不服關白。與行長不相能。可用魯連論。燕將計上。(以上 皇明從信錄)

右譯文

賊情疑ふべきもの六。慮かるべきもの五。倭漢字を識らず、恐くは中間兩ながら相欺給するあらん。請ふ禮部の量に従ひ、秀吉を順化王に封せよ。沈惟敬を遣はすを罷め、水兵を増募せよ。而して清正素より關白に服せず、行長と相能からず、魯連の燕將に論すの計を用ふべし。

夫れ僞秩授與

との説を献じたが、冊封使既に發した後にて、固より用ひられなかつた。斯くて秀吉は愈よ日本國王に、行長以下、玄蘇に至る迄、皆なそれ僞秩を授與し

明廷に於ける知識

た。而して此れは云ふ迄もなく、小西如安の請求に原いたのだ。當時明廷に於ける、日本の知識なるものは、頗る孟浪杜撰であつた。彼等は日本に於ける、天皇の何物たるを解しなかつた。

日本王、見住山城、有文祿三年曆可證。與小西飛稱國王爲信長所弑、互異。(皇明從信錄)

右譯文

日本王、見住山城に住す、文祿三年の曆ありて證すべし。小西飛の國王は信長の爲に弑せらると稱すると、互に異なり。

彼等の不審

とは、彼等の不審であつた。故に既に日本國王あるに、別に秀吉に向つて、日本國王の封號を與ふるの、不可を唱ふるものもあつた。否な日本國王は、既に弑せられたれば、秀吉を封ずるは至當だとの説もあつた。要するに小西如安は、善き加減に此際に依違して、秀吉の爲めに封號を贏ち得

漢字を知らぬ失態

たのだ。『倭不識漢字、恐有中間兩相欺給』とは、良に尤もの掛念だ。秀吉の如きも、全く此の漢字を知らざるが爲めに、取り返しの附かぬ失態を來たしたのだ。但だ明國側に於ても亦た、日本の内情を審にしなかつた爲めに、多大の損害を來たしたことは、言ふ迄もない事だ。而して此の際漢字を知りつゝ、横著を働いたのは、小西如安であつた。

漢字知りの如安が横著

〔103〕 小西如安の請願書

吾人は茲に小西如安が、兵部尙書石星に與へたる一書を、披露せねばならぬ。此の請願書の日附は、萬曆己未正月庚辰だ。即ち萬曆二十三年正月七日だ。日本國差來小西飛驒守藤原如安、謹稟天朝兵部尙書太保石爺臺下。小的日本求封、蒙老爺天高地厚之恩、感當何如。昨見四位閣下老爺、禮部范老爺、盛

爵秩請求書

如安書を石星に送る

心大事已就。今在議封之時、特將本國一應人員姓名開報。伏乞老爺照例開後緣、由施行、舉國得安、萬代頂恩。謹稟計開。冊封、勅書、並各項儀制、務求老爺留神、要好不致貽笑朝鮮、琉球、海外諸國。至禱。

右譯文

日本差來の小西飛驒守藤原如安、謹で天朝兵部尙書太保石爺の臺下に稟す。小的日本封を求む、老爺天高地厚の恩を蒙り、感當に何如すべきや。昨四位閣下老爺、禮部范老爺を見る、盛心の大事已に就る。今議封の時に在り、特に本國一應の人員姓名を將て、開報す。伏して乞ふ。老爺例に照らし後縁を開き、由て施行せば、舉國安きを得、萬代恩を頂かん。謹んで計開を稟す。冊封、勅書、並に各項の儀制、務めて老爺の留神を求め、好く笑を朝鮮、琉球、海外の諸國に貽すを致さざるを要す。至禱。

如安の自

如安は日本の冊封を以て、朝鮮や、琉球と比例したのだ。何ぞ自から見ることの卑きや。

日本國王
無有

一 日本國王無有。舉國臣民、乞封關白豊臣秀吉、爲日本國王、妻豊臣氏爲妃、嫡子爲神童世子、養子秀政爲都督、仍爲關白上。

右譯文

一 日本國王有ると無し。舉國の臣民、關白豊臣秀吉を封じ、日本國王と爲し、妻豊臣氏を妃と爲し、嫡子を神童世子と爲し、養子秀政を都督と爲し、仍ほ關白と爲さんことを乞ふ。

如安の事
實隱蔽甚
だし

日本國王有る無しとは、何事だ。若し天皇と國王とは、別物であると云はゞ、それ迄の事であるが、從來日本では、天皇以外には國王は無つたのだ。足利義滿が、日本國王の封號を受けたのは、僭上の沙汰と稱せられて居たのだ。惟ふに如安は、

何處迄も事實を隠蔽し、日本國王は、信長が弑したから、新たに秀吉を立て、國王と爲さんことが、日本國民の望みであると云うたのだ。併し日本國民は愚ろか、秀吉彼自身さへも、未で曾て日本國王たるの望はなかつたのだ。嫡子とは、文祿二年八月三日、大阪城にて生れたる秀頼の事で、養子秀政とは、秀次の事であらう。秀次の死は、文祿四年七月の事で、當時彼は尙ほ關白として、聚樂第に在つた。

行長以下
の爵封

一 豊臣行長、豊臣三成、豊臣長成(盛)、豊臣吉繼、豊臣秀嘉(家)、以上五員、乞封大都督。獨行長加世西海道、永與天朝沿海藩籬、與朝鮮、世々修好。

右譯文

一 豊臣行長、豊臣三成、豊臣長成(盛)、豊臣吉繼、豊臣秀嘉(家)以上五員は、大都督に封せんことを乞ふ。獨り行長に世西海道を加へ、永く天朝沿海の藩籬と、朝鮮と、世々好を修めん。

手盛りの請求

此れは全く手盛りだ。行長、三成、長盛、吉繼、及び宇喜多秀家の五人丈、特別待遇を請求したのだ。而して行長に、世襲西海道大都督を加へんことを要めたのは、愈よ手盛りの骨頂と云はねばならぬ。

一 釋玄蘇、封日本禪師。

右譯文

一 釋玄蘇は、日本禪師に封せよ。

此れも手盛りだ。

一 豐臣家康、豐臣利家、豐臣秀保(秋)、豐臣秀俊、豐臣氏郷、豐臣輝元、平國保、豐臣隆景、豐臣晴信、豐臣義智、以上十員、乞封ニ亞都督。

右譯文

豐臣家康、豐臣利家、豐臣秀保(秋)、豐臣秀俊、豐臣氏郷、豐臣輝元、平國

保、豐臣隆景、豐臣晴信、豐臣義智、以上十員は、亞都督に封せんことを乞ふ。

非常識の選叙

家康、利家等をして、行長、三成等の下に就かしむるも、奇怪千萬だ。有馬晴信や、宗義智をして、家康、利家と同列に就かしむるも、奇怪千萬だ。斯る非常識の選叙で、日本の諸將が満足す可しと思ふたのであらう乎。日本の内情を知らぬ明廷ならば兎も角も、小西如安からして、斯る請願書を提出したのは、抑も如何なる理由に據つたの乎。

其他の封

一 釋宗逸、封日本一遣禪師。

右譯文

一 釋宗逸は、日本一遣禪師に封せよ。

宗逸は竹溪だ。玄蘇と同功一體の僧侶だ。

一 豐臣玄次(以)、豐臣吉長(長政)、豐臣正家、豐臣行成(正成)、豐臣全宗、豐臣調信、豐臣吉隆、豐臣正信、源家次、平行親、平末郷、以上十一員、乞封_レ都督指揮_一。

一 豐臣義弘、豐臣鎮信、金平豐長、源鈍玄、源重政、平信、以上六員、乞封_レ亞都督指揮_一。

右譯文

一 豐臣玄次(以)、豐臣吉長(長政)、豐臣正家、豐臣行成(正成)、豐臣全宗、豐臣調信、豐臣吉隆、豐臣正信、源家次、平行親、平末郷、以上十一員は、都督指揮に封せんことを乞ふ。
 一 豐臣義弘、豐臣鎮信、金平豐長、源鈍玄、源重政、平信、以上六員は、亞都督指揮に封せんことを乞ふ。

皆小西等緣故の者

此れも小西、石田、宗等に緣故ある連中のみだ。

一 平山五衛門、早田四郎兵衛、安宅甚藏、西山久助、吉田善吉、吉下甲右衛門、西川與郎、松井久太夫、小昌久次、大瀬小吉。以上十名、勞苦三年、均乞封爵。直有未盡、應封人員。乞老爺、給賜大都督箭符十五張、亞都督箭符二十張、都督指揮箭符三十張、亞指揮箭符五十張、臨時頒賞。使日本大小臣僚、俱明受_二天朝爵秩_一、遵_二天朝命令_一。〔以上、經略復國要編後附、及び聚林雜如に據る〕

右譯文

一 平山五衛門、早田四郎兵衛、安宅甚藏、西山久助、吉田善吉、吉下甲右衛門、西川與郎、松井久太夫、小昌久次、大瀬小吉。以上十名、勞苦三年、均しく封爵を乞ふ。直だ未だ盡さず、應に封ずべき人員あり。老爺に乞ひ、大都督箭符十五張、亞都督箭符二十張、都督指揮箭符三十張、亞指揮箭符五十張を給賜し、臨時に賞を頒ち。日本大小の臣僚をして、俱に叨に天朝の爵秩を受け、天朝の命令に遵はしめん。

極めて黨派的

以上が、如安の註文の總である。彼は此の對馬者の下廻り迄も、其の爵秩を求めたのみでなく、所謂臨時に賞賜す可き、勝手に記入の出來べき、大都督以下の符符を、數の如く要求した。随分蟲の善き話だ。特に此の請願書中に注目す可きは、此役に於て、最も努力したる加藤清正、黒田長政等の名を逸したる事だ。此れで見ても、此の書簡が、極めて黨派的の根性にて出來たことが判知る。即ち行長や、三奉行を本位として出來たことが判知る。

明庶して
ナ注文に應

然るに明帝は、行長に都督を「神宗實錄」授け、紅綠紵絲四疋を賞し、如安に都督指揮使を授け、紅綠紵絲二疋と銀二十兩とを賞し、各々冠帶衣服を給與し、其餘は俱に擬に依れりと云へば。概して如安の註文通りに行はれたのであらう。「經略復國要綱後附」

【一〇四】萬曆帝の秀吉に與へたる詔勅

詔諭頒布
の時日

萬曆二十三年正月二十一日に詔命を頒ち、又た日本國王に詔諭一通を頒ち、二十三日に至つて、復た勅諭一通を頒つと、兩朝平攘錄にあるが。神宗實錄には三者を擧げて、之を二月九日に繋いである。何れにしても、我が文祿四年の正月の末、二月の始には、北京朝廷に於ては、一切の準備が出來上つたものと思はる。其の詔諭に曰く、

詔諭

朕、受天命、覆轉無私、仁育遐荒、有同宇下。惟爾日本、遠隔鯨濤。昔受爵于先朝、中乃自携于聲教。爾平秀吉、能統其衆、慕義承風。始假道于朝鮮、未能具達。繼歸命于闕下、猶見眞誠。馳信使、以上表章、于屬藩爲之代請。恭順如此、朕心嘉之。茲特遣後軍都督府署都督僉事李宗城、充正使、五軍營右副將署都督僉事揚方亨、充副將、持節封爾爲日本國王、錫以冠服金印誥命。凡爾國大小臣民、悉聽教令、共圖輯寧、長爲中國

之藩維、永奠海邦之黎庶、恪遵朕命、克祚天休。故茲詔示、俾感知重。

右譯文

朕、天命を受け、覆讎私無く、遐荒を仁育し、宇下に同きことあり。惟ふに爾が日本、遠く鯨濤を隔つ。昔し爵を先朝に受け、中ごろ乃ち自ら聲教を携ぬ。爾が平、秀吉、能く其の衆を統べ、義を慕ひ風を承く。始め道を朝鮮に假り、未だ具達する能はず。繼で命を闕下に歸し、猶ほ眞誠を見る。信使を馳せ、以て表章を上り、屬藩に于て、之れが爲に代請す。恭順此の如し、朕心に之を嘉みす。茲に特に後軍都督府署都督僉事李宗城を遣はし、正使に充て、五軍營右副將署都督僉事揚方亨を副使に充て、節を持し、爾を封じて日本國王と爲し、錫ふに冠服金印誥命を以てす。凡そ爾の國の大小臣民悉く教令を聽き、共に輯寧を圖り、長く中國の藩維と爲り、永へに海邦の黎庶を奠じ、朕の命を恪遵し、克く天休を祚せよ。故に茲に詔示して感知を重からしむ。

尊大の申分

小西數年の偽

小西ト間の欺騙

如何にも尊大な申分だ。若し此の文句を、その儘日本文にして秀吉の手に入れらば、彼は如何に憤懣するであらう乎。漢字の知識ある小西如安が、斯る詔諭を、叩頭九拜して、受け納れたのは、果して如何なる了見であつた乎。

先年御無事（講和）相濟候由にて、遊撃並官人渡海之時、上様には大明より佗言申上候由申上候得共、大明より申分は、太閤様御所望に付、大明より位を勅許之旨にて、日本國王に任せらるゝとの綸旨、進上申候。彼綸旨を御出取御覽可有之候。如レ此之上にも、御不審候はゞ、主計頭（加藤清正）處に、大明よりの證文共有之事にて候。太閤様御存生之時、小西數年僞申上候間、右之段御存被成、（按ずるに朝鮮）大明との御無事、主計頭に取扱候への由被仰出候。（朝鮮陣古文）

此れは加藤清正、鍋島直茂、毛利吉成、黒田長政等が、朝鮮役の後に於て、行長彈劾文の一節だ。全く此の通りで、行長としては、一言一句の申譯はないの

だ。即ち彼は、秀吉には明國の詔言と申立て、明國に向つては、秀吉の封號希望と申立て、中間に於て、欺騙を逞うしたのだ。更らに所謂勅諭なるものを見れば、左の通りだ。

朕恭承天命、君臨萬邦、豈獨父安中華、將使薄海內外、日月照臨之地、罔不樂生、而後心始慊也。爾日本平秀吉、比稱兵于朝鮮。夫朝鮮、我天朝恪守職貢之國也。告急于朕、朕是以、赫然震怒、出偏師以救之。殺伐用張、原非朕意。乃爾將臣行長、遣使藤原如安、來具陳稱兵之繇。本爲乞封天朝、求朝鮮轉達、而朝鮮隔越聲教、不肯爲通。輒爾觸冒、以煩天兵。既悔過矣。今退還朝鮮王京、送回朝鮮王子陪臣、恭具表文、仍申前請。經略諸臣、前後爲爾轉奏。而衆復犯朝鮮之晋州、情屬反覆。朕遂報罷。邇者、朝鮮國王李昭、爲爾代請。又奏釜山倭衆、經年無諱、專候封使、且見恭謹。朕故特取藤原如安來京、令文武群臣會集闕廷、詳審始末、並訂原約三事。自今釜山倭衆、盡數退回、不敢復留一人、既封之後、不敢別求貢

市、以啓事端、不敢再犯朝鮮、以失鄰好。披露情實、果爾恭誠。朕是以、推心不疑、嘉與爲善。因勅原差遊擊沈惟敬、前去釜山、宣諭爾衆、盡數歸國。特遣後軍都督府僉事署都督僉事李宗城、爲正使、五軍營右副將左軍都督府署都督僉事揚方亨、爲副使、持節齎詔、封爾爲日本國王、錫以金印、加以冠服。陪臣以下、亦各諒授官職、用薄恩賚。仍詔告爾國人、俾奉爾號令、毋得違越、世居爾土、世統爾民。蓋我成祖文皇帝、錫封爾國、迄今再封。可謂曠世之盛典矣。自封以後、爾其恪奉三約、永堅一心、以忠誠投天朝、以信義睦諸國、附近夷衆、務加嚴戢、毋令生事于沿海。六十六島之民、久事徵調、離棄本業、加意綏撫、使其父母妻子、得相完聚。是爾之所以體朕意、而上答天心者也。至於貢獻、固爾恭誠。但我邊海將吏、惟知戰守、風濤出沒、玉石難分。效順既堅、朕豈責投、一切免行、俾絕後釁。遵守朕命、勿得有違。天鑑孔嚴、王章有赫。欽哉。故諭。〔神宗實錄〕

右譯文

朕恭しく天命を承け、萬邦に君臨す。豈に獨り中華を父安するのみならんや、將に渤海の内、外、日月照臨の地をして、生を樂まざる罔からしめ、而して後ち心始めて懺らんとす。爾ち日本平秀吉、比る兵を朝鮮に稱す。夫れ朝鮮は、我が天朝に職貢を恪守するの國なり。急を朕に告ぐ、朕是を以て、赫然震怒し、偏師を出して以て之を救ふ。殺伐用て張するは、原と朕の意に非ず。乃ち爾の將臣行長、使藤原如安を遣はし、來りて稱兵の繇を具陳せしむ。本と封を天朝に乞はんが爲に、朝鮮の轉達を求む、而して朝鮮聲教を隔越し、爲に通ずるを肯んせず。輒ち爾ち觸冒し、以て天兵を煩はす。既に過を悔ゆ。今退て朝鮮の王京を還し、朝鮮の王子陪臣を送回し、恭しく表文を具して、仍ほ前請を申ぬ。經略諸臣、前後爾ちの爲に轉奏す。而して衆復た朝鮮の晋州を犯し、情反覆に屬す。朕遂に報罷す。邇者、朝鮮國王李昭、爾の爲に代請す。又釜山の倭衆、經年譁無く、専ら封使を候ち、且つ恭謹を見

はすを奏す。朕故に特に藤原如安を取て京に來し、文武群臣をして闕廷に會集し、始末を詳審し、並に原約三事を訂せしむ。自今、釜山の倭衆、數を盡して退回し、敢て復た一人を留めず、既封の後ち、敢て別に貢市を求めて、以て事端を啓かず、敢て再び朝鮮を犯して、以て郷好を失はされ。情實を披露するに、果して爾ち恭誠なり。朕是を以て、心を推して疑はず。與に善を爲すとを嘉す。因て原差遊擊沈惟敬に勅して、前みて釜山に去りて、爾の衆に宣諭し、數を盡して歸國せしむ。特に後軍都督府僉事署都督僉事李宗城を遣はして、正使と爲し、五軍營右副將左軍都督府署都督僉事楊方亨を副使と爲し、節を持し詔を齎らし、爾を封じて日本國王と爲し、錫ふに金印を以てし、加ふるに冠服を以てす。陪臣以下、亦各諒に官職を授け、用て恩賚を溥す。仍て詔して爾の國人に告げ、爾の號令を奉じて、違越するを得るなく、世爾の土に居り、世爾の國を統べしむ。蓋し我が成祖文皇帝、封を爾の國に錫ひ、今に迄りて再封す。曠世の盛典と謂ふべし。封より以後、爾其れ三

約を恪奉し、永く一心を堅うし、忠誠を以て天朝に投じ、信義を以て諸國に睦しみ、附近の夷衆、務めて嚴戢を加へ、事を沿海に生せしむる母かれ。六十六島の民久しく徵調を事とし、本業を離棄す、意を加へて綏撫し、其の父母妻子をして相完聚するを得せしめよ。是れ爾の朕が意を體し、上み天心に答ふる所以のものなり。貢獻に至りては、固より爾が恭誠なり。但だ我が邊海の將吏、惟だ戰守を知り、風濤出沒、玉石分ち難し。順を效す既に堅し、朕豈に投を責めんや、一切行を免じ、後覺を絶たしむ。朕が命を遵守し、違ふあるを得る勿れ。天鑑孔だ嚴に、王章赫たるあり。欽めよや。故に諭す。

支那の文字の妙

流石に支那は、文字の國だ。此の勅諭は、前文の詔諭を一層具體的に演繹し、小西如安の三事の原約、即ち貢市を求めざる事、一人も釜山に留らぬ事、再び朝鮮を犯さざる事のためを推し。秀吉をして、手も足も出ぬ様に仕向けたのだ。

如安の勅諭受納の心理状態

而して特に注意すべきは、お爲めごかしもて、貢獻を拒絶した事だ。當時明國が、如何に日本との交通を、怖れ且つ憚つたかは、此にても判知るであらう。但だ小西如安が、斯る勅諭をおめおめと、受け納めた心理状態は、不思議千萬だ。此れでは全く秀吉の講和條件の一切が、拒絶せられたのではない乎。特に嚴重に貢市の一件を封じ込まれたに於ては、秀吉の初一念は、全く畫餅となるではない乎。此れにて講和が、兩國間に成立すると思つたのは、實に不思議千萬だ。

【一〇五】萬曆帝の誥文と頒賜

明の誥文

却説、所謂る秀吉を日本國王に封じたる誥文は、左の通りだ。

制曰。聖仁廣運、凡天覆地載、莫不尊親。帝命溥將、暨海隅日出、罔不